糸満市風景づくり計画



「つながりの豊かなまち」糸満の風景づくりをめざして



私たちのまち糸満市は、美しい海や森といった美しい自然環境に抱かれ、また、連綿と受け継がれてきた歴史資源や、旧暦文化に代表される文化的資源など、市民が誇るべき風景の宝に満ちあふれています。これらの宝は、糸満を愛する先人たちが、日々の暮らしの中でつないできた市民共有の財産であり、次の世代へと確実につないでいくことは、今に生きる私たちは一人一人に課せられた大きな責務であるといえます。

しかし、近年において、糸満らしい風景の変化が顕在化してきている場所もみられるようになってきたことも事実であります。そこで、この素晴らしい糸満の風景を、守り、つくり、そして育みながらつないでいくため、平成26年に良好な風景づくりの指針となる「糸満市風景づくり計画」を策定し、併せて「糸満市風景づくり条例」の制定を行いました。その後、ジョーグヮー景観形成重点地区、国道331号沿道景観形成重点地区に次ぐ、本市3番目の景観形成重点地区として米須集落景観形成重点地区を指定するにあたり、平成28年に計画の改定および条例の改正を行いました。

風景づくりは、とても時間のかかる取り組みであると認識しております。そして、その取り組みは、市民、事業者、行政が協働で糸満市の将来像を描きながら取り組んでこそ実現できるものであると確信しております。子どもたちや孫たちの世代が、ふるさと糸満の風景に誇りをもち、そして愛してくれること。そのための風景づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

最後となりましたが、本風景づくり計画の策定に関しまして、糸満市風景づくり計画策定委員会の委員の皆さまをはじめ、市民会議、風景づくりシンポジウムへ参加していただいた皆さま、風景に関する市民アンケート調査にご協力を頂きました皆さま、また大変熱心な議論を頂きました、各地区部会、糸満地区協議会、米須集落部会参加者の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

糸満市長 上原 昭

糸満市風景づくり計画 目次

第	1章 計画策定の主旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
	1-1. 風景づくりの動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	(1)全国的動向	
	(2)沖縄県内の動向	
	1-2. 糸満市の「風景づくり」の目的と意義・・・・・・・・・・・・3	
	(1)計画策定の背景と目的	
	(2)糸満市が「風景づくり」に取り組む意義	
	(3)「風景づくり計画」としている意味	
	1-3. 風景づくり計画の位置づけと体系・・・・・・・・・・・・・・5	
	(1)計画の位置づけ	
	(2)協働による取り組みの推進	
	(3)「風景づくり計画」のねらい	
	(4)計画の体系	
第	2章 糸満市の風景の特性と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	2-1. 糸満市における風景の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・10	
	(1) 糸満市の概要	
	(2) 上位・関連計画からみた風景づくり	
	(3) 市民意識 (アンケート調査) からみた糸満市の風景	
	2-2. 糸満市の風景資源・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16	
	(1)自然に関する風景資源	
	(2)歴史に関する風景資源	
	(3)生活環境に関する風景資源	
	(4)眺望に関する風景資源	
	2-3. 風景の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25	
	(1)風景の構造:風景の骨格を構成しているエリアと軸	
	(2) 風景の拠点と軸の考え方	
	(3)類型ごとにみた風景の特性	
	(4) 骨格ごとにみた風景の特性	
	(5) 地域別にみた風景の特性	
	2-4. 風景づくりの課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43	
	(1)近年の風景の変化	
***	(2)対応していくべき課題	
第	3章 風景づくり計画区域の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
	3-1. 区域設定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50	
	(1)全市を対象とした風景づくりの必要性	
	(2) エリアの設定にあたって	
	3-2. 一般計画区域の設定····································	
	3-3. 景観形成重点地区の設定・・・・・・・・・・・・・・・ 52	
	(1)重点地区の指定理由	
	(2) 重点地区におけるまちづくり	
	3-4. 景観形成重点地区候補地の設定・・・・・・・・・・・・・・ 55	

第	4章,	良好な風景づくりに関する方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・	56
	4-1.	. 風景づくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56	
	4-2.	. 基本方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	4-3.	. 類型ごとの景観形成方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 59	
	4-4.	. 骨格ごとの景観形成方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 60	
	4-5.	. エリアの景観形成方針・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63	
	4-6.	. 重点地区の景観形成方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(1)重点地区の風景づくりのテーマ	
	(2)各重点地区の景観形成方針	
	(3	3) 重点地区の将来イメージ	
		-)重点地区の目指す風景	
第		良好な風景づくりのための行為の制限に関する事項 ・・・・・・・・・	
		. 届出対象行為 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		. 届出対象外の行為 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	5-3.	. 景観形成基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75	
		ンエリアごとの景観形成基準	
**	` _	2) 重点地区の景観形成基準 	
弟	-	景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		. 景観重要建造物の指定に関する事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · 82	
) 基本的な考え方 3、見得表表現状態をは	
		2)景観重要建造物とは	
		3)指定の方針 . 景観重要樹木の指定に関する事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		・ 京航主安樹木の指定に関する事項)基本的な考え方	
	, .) 景観重要樹木とは	
		3)指定の方針	
		-)景観重要樹木の指定	
第		景観重要公共施設の整備に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・	84
	7-1.	. 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84	
	7-2.	. 景観重要公共施設とは · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	7-3.	1年定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84	
	7-4.	. 景観重要公共施設の指定 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		. 指定候補 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第		屋外広告物の表示などに関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		. 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91	
	8-2.	. 屋外広告物に関する景観誘導指針・・・・・・・・・・・・・・ 91	

第9章 実現に向けて〜風景まちづくりの推進〜 ・・・・・・・・・・・ 9	3
9-1. 協働で進める風景づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93	
(1)市民の役割	
(2)事業者の役割	
(3)行政の役割	
(4)団体(風景づくりに関する活動を行う NPO 法人、地域団体など)の役割	
9-2. 市民意識の醸成に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94	
(1)表彰制度の実施	
(2)広報、啓発に向けた取り組み	
(3)助成金など支援制度の創設	
(4) 市民提案制度の創設	
9-3. 風景づくり計画の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94	
(1)景観形成重点地区の指定	
(2)法令に基づく地域地区などの活用	
(3)風景づくり計画の充実	
(4) 重点地区における風景づくりの助成制度	
(5) 風景づくりの推進体制	
(6) 届出の手続きと審査の流れイメージ	
(7)公共工事におけるチェックシステム	
9-4. 計画策定後の取り組みイメージ・・・・・・・・・・・・・・ 99	
(1)市民による風景づくりの展開イメージ	
(2)行政の施策展開イメージ	
参考資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10	0
用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101	

第1章 計画策定の主旨

1-1. 風景づくりの動向

(1)全国的動向

都市計画やまちづくりは、日本が高度経済成長期を経て、経済的に豊かさを手に入れた頃から快適性や地域の個性に目が向けられるようになってきました。この結果、これまでに全国で500弱の地方公共団体で自主条例として景観に関する条例が制定されたほか、積極的に景観の整備・保全の取り組みが行われてきました。

しかし、こうした自主条例には法的拘束力が伴わないため、ルールが守られないなどの問題がありました。また、これまで想定していなかった高層の建築物や彩度の高い建築物が建設されたり、屋外広告物が乱立したりと良好な街なみの形成を妨げるようなことも起きています。

このため、平成 16 年 6 月に景観の大切さやその整備・保全の必要性を明らかにするとともに、地方公共団体の地域の特徴にあわせた景観づくりが可能となるような項目が盛り込まれた「景観法」が制定されました。

これにより、地方公共団体は法的根拠を伴った実効性の高い景観形成が可能となりました。さらに、それぞれの地域の特性にあった基準や内容を景観条例に定めることにより、地域の個性を活かした景観形成もできるようになっています。

景観法と景観計画の概要

景観法とは

都市や農漁村を問わず良好な景観づくりのために整備された「景観に関する総合的な法律」

- ●良好な景観は「国民の共通財産」と位置づけられ、都市部だけでなく農山漁村部も 含む幅広い区域を対象として、それぞれの地域が独自の景観形成を図ることができ るような項目が盛り込まれています。
- ●景観法自体には、直接、具体的な基準や内容は定められておらず、自治体がそれぞれの地域の特性にあった基準や内容を「景観計画」及び「景観条例」に定めるという仕組みです。

景観計画とは

良好な景観形成のために定める計画 (景観法第8条)

- ●景観計画区域内では建築行為などについて届出をお願いし、景観形成のための基準 を満たさないものがあれば指導・勧告などを行うことができます。
- ●また、地区ごとに規制を緩やかにすることも、きめ細やかで積極的な規制にすることも可能です。

(2)沖縄県内の動向

沖縄県では、平成6年に「沖縄県景観形成条例」を制定し、景観形成の取り組みを推進してきました。条例では、県、市町村、県民及び事業者それぞれの役割分担に基づき、一丸となって景観形成に取り組むことを目指していますが、景観形成や条例に対する県民の理解は必ずしも十分とはいえず、地域の景観形成を担う市町村の取り組みもこれからという状況にありました。

そうしたなかで、平成17年の「景観法」施行を機に、平成19年1月に、「"美ら島沖縄"風景づくりのためのガイドライン」が内閣府沖縄総合事務局において策定されました。これは、景観行政団体へ移行する市町村への技術的な支援として、法制度を活用しながら沖縄ならではの特色を生かした計画を作成するための手引き書となっています。

さらに、平成23年には沖縄県が「"美ら島沖縄"風景づくり計画(沖縄県景観形成基本計画)」を策定しました。基本計画では、まず、沖縄県の景観特性を捉えた上で、風景づくりの目標と方針を明らかにするとともに、広域的な観点から複数の市町村と連携して取り組むべき広域景観域や広域景観軸の設定を行っています。

○沖縄県景観向上行動計画(平成24年度)

「沖縄県景観向上行動計画」は、沖縄県にとって望ましい景観の将来像を描き、その実現を図るために、国、県、市町村、関係事業者、県民など、各主体の役割分担を明確にした 10 年間のアクションを具体化するもので、これにより、各主体が連携した取り組みを促進するとともに、行動の成果の検証が可能になることが期待されます。

また、この行動計画の実施を図っていくことを目的に、計画策定とあわせて沖縄県風景づくり推進協議会を設立し、官民一体で風景づくりに取り組む組織体制を構築することとしています。

沖縄県は、平成23年の「"美ら島沖縄"風景づくり計画」において、県全体での風景づくりの基本方針や各主体の役割を定めています。また沖縄県は沖縄振興特別措置法(改正)に基づき、平成24年度から10年間の沖縄振興計画として「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を作成したところです。

沖縄県景観向上行動計画は、この2つを主な上位計画とし、さらに「沖縄21世紀ビジョン実施計画」と連携しながら、行政及び民間の景観に関わる取り組みを明らかにするものです。

なお、市町村で策定する景観向上行動計画は、各市町村それぞれの地域特性・施策を反映する 計画であり、風景づくりの全県的取り組みを網羅することを主眼としている本計画と関係する箇 所において連携していくこととします。

○沖縄県屋外広告物条例

沖縄県では、「沖縄県屋外広告物条例」を制定し、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物について必要なルールを定め適正な規制や誘導を行っています。

1-2. 糸満市の「風景づくり」の目的と意義

(1)計画策定の背景と目的

「糸満市の風景」と言えば、まず何が思い浮かぶでしょうか。

糸満ハーレーや大綱引きなど旧暦文化を大切にした暮らし、摩文仁の丘に代表される市内の戦跡とそこへ集う人々の祈り、たくましいアンマーたちの笑い声が飛び交うマチグヮーの賑わい、変化に富んだ島尻地形に広がるさとうきび畑などのなりわい・・・

糸満市には独特の歴史文化と自然環境があり、個性豊かな暮らしや産業の風景があふれています。しかし一方では、様々な社会状況の変化によってそれらが急速に失われつつあります。

今後の糸満市の風景を考える上で、その風景の魅力にどのように気づき、守り、つくり、 そして育て、活かすかを考えること、それらを市民、事業者・各種団体、行政が協働で実 践することが必要です。

糸満市では、住みよいまちづくりを進める上で、これまでに培われてきた産業と人をつなげていくことが求められているという課題に基づき、第4次総合計画におけるまちの基本理念及び将来像を「ひかりとみどりといのりのまち・つながりの豊かなまち」としています。

「つながり」は、生命の連鎖、物質循環、支え合い、助け合い、連携などを含んでおり、 その達成や充実は結果として、市民が「誇りに思える風景」に結びつくと考えると、この 将来像の実現のためには「風景づくり」が欠かせないといえます。

本計画は、糸満市を取り巻く変化を踏まえ、結果的に地域の活性化や生活環境の向上に結びつく総合的な風景づくりを図ることを目的とします。

糸満市において今後の風景づくり施策を実現していくための基本的な方向性や、風景づくり面からのまちづくりのルールを明確に位置づけるため、景観法に基づく景観計画の策定を行います。



(2) 糸満市が「風景づくり」に取り組む意義

市民アンケート調査では、約4割強の市民が糸満市の自然環境や風景を「良くなっている」と捉えていることがわかりましたが、近年の都市化や生活様式の変化の中で、貴重な「糸満市ならではの風景」が薄れつつあるという状況もみられます。こうした現状は、糸満市全体の活性化を大きく左右する問題として懸念されます。

そこで糸満市では、市民、事業者、行政がともに話し合い、協働により個性あふれる「糸満市ならではの風景」を守り育て、次の世代へ伝えていくことが必要です。

そのために、景観法に定められた計画として本計画を策定し、市民、事業者、行政が一体となった「風景づくり」に取り組みます。本計画は、糸満市における総合的な風景づくりを推進するために策定するものであり、またその風景づくりを具体化するための基本的な考え方と必要とされる事項について定める計画として位置づけます。

糸満市の「風景づくり」において、その主眼は必ずしも強い規制をかけることではありません。市民一人ひとりや各事業者、公共事業を担う行政の各部署が、「糸満市ならではの風景」の意味や価値を再認識し、身近な風景からより良くしていくことを暮らしの一環として主体的に実行していくことを最重視しています。本計画にその理念や方針および具体的な取り組みのイメージを示していきます。

(3)「風景づくり計画」としている意味

私たちは、建物や街なみ、山や川、海、木や花、田や畑、人々の暮らしなど日ごろ接しているまちの様子を「景観」や「景色」と呼んでいます。そこに見る人の思いが加わるとき、それは「風景」へと変わります。

風景とは、人々の日常の活動範囲で視覚などを通して主観的に捉える印象に加え、それぞれの地域における人々の暮らしや歴史・文化的背景、また自然環境などを含めた地域の人々の生き様を総合的に捉えるものです。

それは、単なる景観、景色にとどまらず、日々変化する自然環境や生活スタイル(暮らし方)と調和のとれた地域の特性や趣を示すものであり、また、たゆまぬ努力によりつくり上げられる地域固有の生活の記憶であり、さらにそこに住む人々の「暮らしの姿」、つまり地域の「表情」と考えます。

例えば、地域ごとに個性を表現していく様々な取り組みを行った場合、それは地域固有の雰囲気を醸し出すということにつながっていきます。風景とは地域に住む、働く、訪れる人々による協働の取り組みによってこそつくりあげられていくものであり、住民は各々が個性を発揮しつながりながら「絵」になる風景をつくり上げていかなければなりません。

そこで、本計画は景観法に基づく景観計画として位置づけますが、上述したように目に映る「景観」や「景色」だけでなく、それらをつくりあげてきた人々の暮らしや、歴史・文化を将来に向けて守りながら美しく整えていくため、本計画の名称を「糸満市風景づくり計画」(以下、「風景づくり計画」とする)とします。

1-3. 風景づくり計画の位置づけと体系

(1)計画の位置づけ

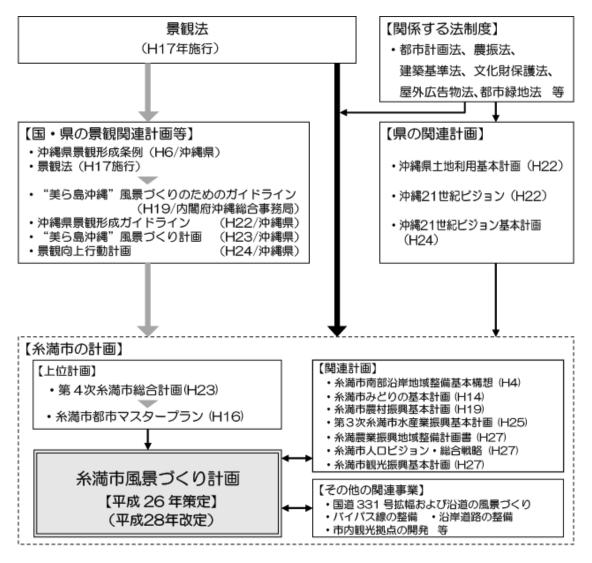
風景づくり計画の主眼は必ずしも強い規制をかけることではありません。市民一人ひとりの意向や思いが十分に反映され、「糸満市の風景」の意味や価値を再認識し、身近なところから風景をより良くする取り組みを実践できる計画となることが大切です。

今回の風景づくり計画は、下図に示す各種関連計画の理念や将来像を風景づくりの面から実現していくための計画と位置づけることができます。

本計画は、景観法第8条に基づく景観計画として策定し、沖縄県が策定した「"美ら島沖縄"風景づくり計画」との整合・調整を図るとともに、市や県、国の関連分野の計画や法制度などとの連携・調整を図ります。またそれだけでなく、

- ・平成23年に第4次糸満市総合計画が策定され、新たなまちづくりがスタートしたこと
- ・糸満市都市マスタープラン (平成16年度) から約8年が経過していること
- ・国道 331 号、国道 331 号バイパス沿岸道路などの大規模幹線道路の計画が進行している こと

などに留意し「風景づくり・まちづくり」を総合的に推進するための計画とすることが重要です。



(2)協働による取り組みの推進

「糸満市の風景づくり」は、風景づくり計画や条例の運用の中で取り組む内容を中心としていますが、下図に示すように、その取り組みだけで実現できるものではありません。まず、風景づくり計画としては、確実に守っていくべき事項に対してのルール(届出基準や景観形成基準)を定め景観のコントロールを行っていきます。また、景観整備や修景に係る事業を展開していきます。

一方で、糸満市における広義の風景づくりとしては、様々な個別施策を実現していくために関係各課との連携を図り、また市民、事業者、行政が協働で取り組むことが重要です。

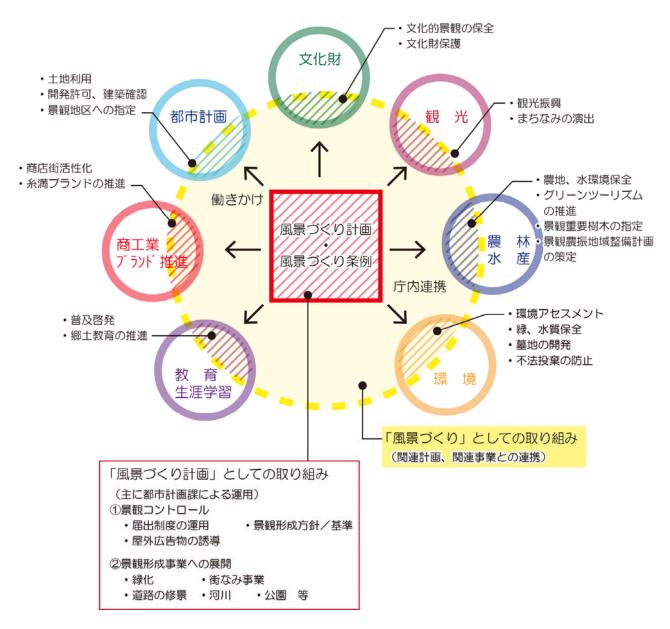


図:風景づくり計画と個別施策の関連

(3)「風景づくり計画」のねらい

①糸満市ならではの風景をつくるために

公共整備や土地利用の計画など、風景に関連する多くの施策に対応した風景づくりを行います。糸満市の顔といえる漁港やその周辺の市街地、幹線道路沿道、歴史的資源の周辺など、「糸満市ならではの風景」をつくっていく必要がある地域に対して、その方向性や質の高いデザインを実現していくための仕組みをつくり、実践していきます。

風景づくり計画・条例で取り組むもの

- ○先導的に風景づくりを進める地区(重点地区)の指定
- ○風景の向上のための整備における事業導入の検討
- ○重点地区における、より詳細な景観形成基準の設定
- ○風景づくりに関連する整備事業に対するデザインの検討、誘導

国道 331 号拡幅に伴う沿道景観の風景づくり

糸満与那原線(平和の道)に伴う沿道景観の風景づくり

都市計画法第 34 条 11 号及び 12 号緩和区域における土地の小分け開発への対応 観光地周辺の広告物の規制・誘導 など

②糸満市ならではの風景を誘導(コントロール)していくために

市街化が著しい地域、今後風景の変化が想定される地域においては、開発や整備の誘導策を検討します。土地利用や公共空間のデザインにおいて、「糸満市ならではの風景」を誘導していく必要がある地域に対して、風景に配慮した考え方を整理し、ガイドラインなどによる誘導を行っていきます。

風景づくり計画・条例で取り組むもの

○景観形成方針・基準の設定による誘導

糸満市として総合的に取り組むもの

- ○都市計画との連携による土地利用の誘導
- ○緑地環境、河川環境の保全

③糸満市ならではの風景を保全・継承していくために

農漁村地域においては、現状の風景をどのようにして守っていくかという方策を検討します。暮らしを支える集落や、農業・漁業にまつわる風景を保全・継承していく必要がある地域に対して、具体的に守っていくために必要な方策や風景を活かしたまちづくり、地域づくり施策に取り組んでいきます。

風景づくり計画・条例で取り組むもの

- ○全市(一般地区)における届出や基準による誘導
- ○先導的に風景づくりを進める「景観形成重点地区」の指定
- ○重点地区におけるより詳細な届出や基準による誘導

糸満市として総合的に取り組むもの

- ○農地、水環境の保全
- ○観光や地域産品などのブランド化との連携

④糸満市ならではの風景の質を高める仕組みをつくるために

風景づくりをより積極的に進めていくためには、地域特性を十分に踏まえ、地域のまちづくりの中で住民などの発意と合意により取り組むことが重要です。そこで、表彰制度やイベント開催などの実施により、住民の主体的な風景づくりの取り組みを支え育んでいきます。また、都市計画法の枠組み、風景づくり計画に基づく市民提案制度や景観協定などの景観法上の制度の活用により、まちづくりと一体となった風景づくりを進めていきます。

風景づくり計画・条例で取り組むもの

- ○重点地区における届出や基準による誘導
- ○表彰制度、市民提案制度による建造物などの指定
- ○審議会、アドバイザー会議の設置と運用

糸満市として総合的に取り組むもの

- ○普及啓発の取り組み
- ○風景づくりとタイアップした、糸満ブランドの確立
- ○糸満市の魅力をいかした観光(ツーリズム)の推進

(4)計画の体系

本計画は、以下の構成によりとりまとめています。

第1章 計画策定の主旨

景観の捉え方、景観計画の役割や上位・関連計画における位置づけについて示しています。

第2章 糸満市の景観特性と課題

- 2-1, 2 糸満市の風景の現況及び景観資源を示しています。
- 2-3 糸満市の景観特性を、景観構造に基づき、類型別、骨格別、地域別に示しています。
- 2-4 糸満市の風景づくりの課題を示しています。

第3章 景観計画区域の設定

景観計画の対象とする区域を示しています。

第4章 良好な景観の形成に関する方針

4-1, 2 風景づくりの基本理念、基本方針を示しています。

類型	骨格		エリア	重点地区
規至	景観拠点	景観軸	エジア	里川地区
① (4) (5) (6) 市街地 (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)	① (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	① 海岸軸 ②河川軸 ②河川軸	①市街地エリア	①ジョーグヮー地区② 無須集落地区

第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

第8章 屋外広告物の表示などの制限に関する事項

第9章 実現に向けて~景観まちづくりの推進~

第2章 糸満市の風景の特性と課題

2-1. 糸満市における風景の現況

(1) 糸満市の概要

①位置と地勢

糸満市は沖縄本島の最南端、県都那覇市から南へ約 12kmに位置し、北は豊見城市、北から東を八重瀬町に接し、西と南はそれぞれ東シナ海と太平洋に面しています。面積は46.63km²です。

沖縄本島南部は、島尻層泥岩を基盤岩とし、 その上を琉球石灰岩が覆うという地形構造になっており、本市も主にこの両地質で構成されています。この島尻層泥岩と琉球石灰岩からなる地域には、断層が縦横に走り、地集の境界あるいは急崖を形成する要因でもあります。そして、北西部の沿岸域の中心市街地と埋立地一帯は細かい粘土や砂などの沖積層からなっています。



図:糸満市の位置

地形をみると、島尻層泥岩がみられる北部は緩斜面と急斜面が織り成す比較的変化のある丘陵地形となっており、東部には標高 168mの与座岳があります。それに対し、琉球石灰岩で覆われている中央部から南部は、石灰岩台地の平坦面が断層によって切断された傾動地塊となっており、瓦屋根を重ねたような南に緩やかな斜面、北に断層崖を持つ台地群からなる地形です。また、北西部の沖積層からなる埋立地と市街地は、平坦な低地を形成しています。大きな水系は、本市域東から西へ約 10 k mの二級河川報得川が横切って流れています。

②沿革

糸満市の歴史をたどると、地形に関わりが強いことがうかがえます。それは、石灰岩台地という特性が大きく、石灰岩堤には貝塚やグスク、沖縄戦にちなんだ慰霊塔や戦争遺跡などが集中しており、貝塚時代から現代にかけての歴史が刻まれた歴史のタイムカプセルとなっています。

字糸満は、沖縄における漁業の中心としても栄えてきました。沖縄の漁師の代名詞であった糸満海人 (イトマンウミンチュ) たちは、月の満ち欠けで潮を読み、小型の木造舟サバニを操って豪快な追い込み網漁 (アギヤー) を展開していました。その姿は、海の勇者を意味する「海ヤカラ」として讃えられてきました。

一方、集落と農業の歴史をたどると、報得川や湧水との関係の深さを知ることができます。 報得川は農業用水として利用され、稲・い草の栽培を促進させました。さらに、報得川が運 ぶ栄養分は海を豊かにし、糸満の沿岸漁業を発展させてきました。また数ある湧水は、石灰 岩堤を水源地とし、干ばつを受けやすい石灰岩台地の、唯一の水源として人々の暮らしを支 えてきました。 三山時代の城といわれる南山城跡は石灰岩堤の上にあり、その麓には嘉手志川(カデシカー)と呼ばれる豊かな水量を誇る湧水があります。この南山城跡をはじめ国指定史跡の 具志川城跡など、市全域に遺跡が分布しています。

こうした歴史の集積する石灰岩の台地には、忘れることのできない悲しみの歴史も刻まれています。市内に多く分布する石灰岩堤の丘陵地域は昭和20年(1945年)の沖縄戦の激戦地となり、住民は悲惨な歴史を背負うこととなりました。旧真壁村、旧摩文仁村、旧喜屋武村は、戦争により人口が激減し、自治体としての維持が困難となり昭和21年(1946年)に三村が合併し三和村となりました。

昭和36年(1961年)には琉球政府の市町村合併促進に合意し、糸満町、兼城村、高嶺村、 三和村が合併し糸満町となり、旧3村は農業、旧糸満町は漁業と商工業を中心として栄え、 人口も年々増加し、さらに昭和46年(1971年)には糸満市として市制を施行しました。

昭和59年(1984年)に西崎(町)の埋め立て事業が竣功し、広大な住宅地と工業団地ができあがり、人口の増加と商工業の飛躍的な成長を促してきました。近年では南浜の埋立てが完了しています。その結果、これまでの市街地が急変し、特に西崎(町)、南浜埋立地への人口の移動が顕著になっています。

表:糸満市の沿革(出典:糸満市農村振興基本計画 平成19年3月)

	徐満巾農村振興基本計画 平成 19 年 3 月 <i>)</i>
年代	内容
古代	古くから農漁業を営み、多くのムラをつくり繁栄。
	貝塚をはじめ、グスクや御摺などの遺跡を多く残す。
三山時代	南山王が中国(明)との交易を行い、多くの文化をもたらす。
琉球王府時代	糸満市域に兼城・高嶺・真壁・喜屋武・摩文仁の五間切が存在。
1872(明治 5)年 9 月 14 日	琉球藩の設置。
1879(明治 12)年 4 月 4 日	沖縄県の設置。
明治時代	明治のはじめには戸数 929 戸、人口 5,300 人余りとなり、首里・那覇に次
	ぐ大きな街に発展。
	糸満警察署・糸満郵便局・那覇区裁判所糸満出張所(登記所)などの官衛が
	設置され、糸満街道や馬車軌道、県営鉄道糸満線などの交通も整備。
1897(明治 30)年	間切島吏員規程が発布され、従来の間切番所は間切役場に改称。
1908(明治 41)年 4 月 1 日	沖縄県及島傾町柑制施行。糸満は兼城間切の一村から分離し、町制を布い
	て沖縄県で唯一の「町」が誕生。各間切は村制を布いて、兼城間切は兼城
	村に、高嶺間切は高嶺村に、真壁間切は真壁村に、喜屋武間切は喜屋武村
	に、摩文仁間切は摩文仁村に改称。
1945(昭和 20)年	沖縄戦終焉の地となる。糸満市民の戦没者は8,287人で、当時の人口の約
	4割弱の人々が尊い命を失った。戦後、郷土の復興が始まる。
1946(昭和 21)年 4 月 4 日	真壁・喜屋武・摩文仁の3村が合併し三和村を形成。
1952(昭和 27)年	琉球政府が創立。政治・教育・農水産業など生活環境の基盤整備が進む。
1961(昭和 36)年 10 月 1 日	糸満町・兼城村・高嶺村・三和村の4町村が合併し、新生糸満町が誕生。
	琉米文化会館や各字の公民館が建設されるなど、社会資本の整備が進む。
1971(昭和 46)年 12 月 1 日	市制を施行。
1972(昭和 47)年 5 月 15 日	本土復帰し、新生沖縄県となる。
1975(昭和 50)年	国際海洋博覧会開催。
1977(昭和 52)年	戦没者の33年忌法要慰霊祭が行われる。
1978(昭和 53)年 7月 30日	県下一斉に交通方法が変更され、これまでの右側通行から左側通行にな
	り、ロータリー周辺の町の様子も大きく変化。
1984(昭和 59)年 6 月 19 日	潮平地先公有水面埋立事業により総面積 268ha の大規模な埋立地が竣工
	され、文化的な新しい街「西崎町」が誕生。
1993(平成 5)年 4 月 25 日	「第 44 回全国植樹祭」が開催され、沖縄戦終焉の地「糸満市」が全国に
	注目される。
12月1日	平和都市宣言。宮崎県都農町との姉妹都市提携調印。
1995(平成 7)年 6 月 23 日	国籍、軍人・非軍人を問わず、沖縄戦などで亡くなったすべての人々の氏
	名を刻んだ「平和の礎」建立。摩文仁を中心に世界の恒久平和を祈念する
	拠点の整備。
現在	南浜公有水面埋立事業をはじめ、新庁舎や市民会館の建設、国営地下ダム
	事業などの 21 世紀を展望した新たなまちづくりが進む。

(2)上位・関連計画からみた風景づくり

市総合計画や関連計画の内容には、風景づくりに関する問題提起や課題と読み取れることが多く記載されており、それらを以下のように整理します。

■上位・関連計画と風景づくり計画との関係

位計

画

第4次糸満市総合計画(H23~H32)「ひかりとみどりといのりのまち」

ひかりのまち:果てしない希望を抱き飛躍的前進をめざすまち

みどりのまち:自然を保護し健康で快適な住みよいまち

いのりのまち: 平和を願い情操豊かな明るいまち

	糸満市都市マスタープラン(H16)	糸満市農村振興基本計画(H19)
関連計画	糸満市みどりの基本計画(H14)	糸満農業振興地域整備計画書(H21)
計 画 	糸満市南部沿岸地域整備基本構想(H4)	第3次糸満市水産業振興基本計画 (H25)
	糸満市観光振興基本計画(H27)	糸満市人口ビジョン・総合戦略 (H27)

連携

糸満市風景づくり計画(本計画)

関連事業

- 国道 331 号拡幅
- ・国道 331 号バイパスの整備
- 沿岸道路の整備
- ・市内観光拠点の開発 など

①第4次糸満市総合計画

市総合計画では、糸満市の豊かなふるさとの原風景は歴史的・文化的な遺産であり、優れた景観を形成しているものの、市内全域に景観整備の条件が整っていないことや、自然・歴史的な景観と都市景観が融和した良好な景観の保全と創造が求められていることなどの問題点を挙げています。

このため、歴史的景観や街なみ、たたずまいの保護・保全を目的とした一体的かつ総合的な風景づくり計画を策定する必要があります。

②糸満市南部沿岸地域整備基本構想

市民の生活と深く関わりのある多くの丘陵地に対して、戦跡や城跡、その他文化財が集中している場所であるとともに、季節風からの防護、湧水の源泉であることなどからその積極的な保全の必要性が挙げられています。

③糸満市みどりの基本計画

丘陵地のおりなす緑の景観や集落の石積み、屋敷林、巨木などが郷土景観として評価されています。また、斜面緑地からの海への眺望、市街地に面する小丘陵、ランドマークとしての与座岳の重要性も位置づけられています。これらを中心に、市街化区域における緑地率の向上と、既存の斜面緑地の適切な保全を各種開発などとのバランスを保ちながら取り組んでいくこととしています。

4 糸満市都市マスタープラン

本計画では、自然・歴史的な景観の保全や景観と調和した整備の必要性、地域特性や歴史文化、生活や経済活動など人の営みとの連携を図ることの必要性が謳われています。これらを景観法の枠組みに移行することで実効性を確保し、積極的な景観の保全と形成を図る必要があります。

5 糸満市農村振興基本計画

施策の基本方針として、優れた自然環境と農村環境の保全が挙げられています。南部の海岸沿いの動植物に恵まれた珊瑚礁などの美しい景観、サトウキビを中心とした特色ある営農景観が農村居住の魅力の一つとなっており、できる限りの保全が必要とされています。また産業廃棄物や不法投棄、資材置き場などの問題も景観形成の観点から改善方法を検討することが挙げられています。

6 糸満農業振興地域整備計画書

地域住民の生活の場としての農村環境の「快適性」を向上させていくために、緑地の保全などを通した集落景観の保全の必要性が挙げられています。

7第3次糸満市水産業振興基本計画

施策として、漁業環境の保全・復元や漁業のまちの歴史・文化の保全・活用等が挙げられており、風景づくりと連動した水産振興が掲げられています。

8 糸満市観光振興基本計画

施策として、歴史・生活文化の活用や自然環境の保全・活用、観光地域としての空間形成等が挙げられており、風景づくりの推進による観光振興の必要性が謳われています。

⑨糸満市人口ビジョン・総合戦略

本市に留まり・戻り・入ってくる新しい人の流れを創造し、持続可能な地域社会を構築していくため、まちの魅力を伸ばしていく施策として景観形成の重要性が謳われています。

10その他の関連事業など

現在計画されている、国道 331 号拡幅に関する事業、幹線道路の国道 331 号バイパス線の整備、沿岸道路の整備、市内観光拠点の開発などは必ず風景づくりに影響を与えるものであり、今後これらの事業の進捗においては、本計画で定める内容との整合を図りながら検討していく必要があります。

(3) 市民意識(アンケート調査) からみた糸満市の風景

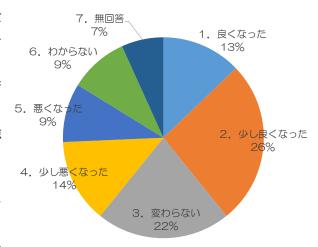
計画策定にあたっては、市民アンケートを実施し市民の風景づくりに対する意識や意向の把握を行いました。調査結果から読み取れることを以下に示します。

●実施概要

実施期間:平成24年1月~2月/配布数:1.250(無作為抽出)/回収数:148(回収率11.8%)

①風景の現状には概ね満足しているものの、自然や歴史・文化の風景が減退していることへの不安を 抱えている。

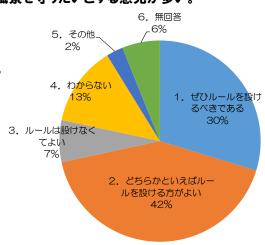
- ・風景の現状に対しては、「良くなった」という意 見が約4割を占めるが、他都市の同種アンケー ト結果と比較して特別に多いわけではない。
- ・「風景を損ねているもの」については、土地の管理不足やゴミの放置などが多く指摘され、また、 緑や水辺、自然環境に関連するものの喪失を強く危惧していることが伺えた。
- ・「外の人に見て欲しい風景」では、漁港や夕日、 島といった意見が目立ち、「海を眺める」行為を 大切にしていることが伺えた。
- ・ハーレー (ハーリー) やエイサーなど、祭りや 行事を大切にする市民も多く、それらを糸満市 ならではの風景の一つとして捉えていることが 伺えた。



グラフ:現状の糸満市の風景に対する認識

②ある程度の規制力を持つルールを設定していても、風景を守りたいとする意見が多い。

- ・ルールや仕組みについては、「設ける必要がある」 という意見が7割を超えており、策定すること については賛成意見が大半であることが伺えた。
- ・ルールの内容については、「緑化」や「眺めを遮らない」といった項目に票が集まり、それらが 失われていく懸念を持っていると捉えることが できる。
- ・ルールの運用にあたっては、指導・勧告を設け、 より実行力をもったものであって欲しいと考え られている。



グラフ: 景観づくりのルールの必要性

③公共事業はもちろん、教育まで含めて協働で進めて行くことへの意欲が強い。

- ・市民が取り組むものとして、意見が多かったものはいずれも「できることからはじめる」という身近な項目であり、参加意欲や興味の高さと捉えることができる。
- ・市が力を入れるべきこととしては、「道路改修」などのハード整備をはじめ、「子供たちへの風景教育」という意見が多く、風景を継承していきたいという希望があることが伺えた。
- ・全体を通して、「風景に対して過度な危機感はないが、徐々に失われていく歴史や文 化資源(糸満らしさ)に対しては少しずつ具体的な保護策を検討し、できるところか らやっていくこと」「それらを市民と行政で協働にて進めていくこと」といった風景づ くりに対する考えが市民感覚の中に根付いていることが把握できた。

2-2. 糸満市の風景資源

(1)自然に関する風景資源

①気候·季節

本市は亜熱帯海洋性気候に属しており、年平均気温は 20.8 度、月別平均気温は最高で7月の29.7 度、最低で1月の12.4 度となっています。

四季を通じて温暖な気候ですが、夏は南西の風が吹き抜け日陰ではしのぎやすく、冬には大陸から吹き出す北西の季節風が強いため、それほど低い気温でなくても寒く感じることがあります。

降水量は年間 1961.9mm と多く、5月、8月に集中しています。夏から秋にかけては、台風が襲来し大きな被害をもたらします。

②地形

本市の地形は琉球石灰岩で覆われており、平坦面に 断層が走り、南に穏やかな斜面、北に断層崖を持つ緑 の台地群を形成しています。

本市北部は、緩斜面と急斜面が織り成す比較的変化のある丘陵地形となっており、東部には標高 168mの与座岳があります。それに対し、中央部から南部は、石灰岩台地の平坦面が断層によって切断された傾動地塊となっており、瓦屋根を重ねたような南に緩やかな斜面、北に断層崖をもつ台地群からなる地形です。また、北西部の埋立地と市街地は平坦な地域を形成しています。

海に開ける西と南の長い海岸線は、西崎(町)や南 浜の人工埋立地をはじめ、海岸低地、砂浜、海食崖な ど多彩な海岸地形を有しています。

③地質

沖縄本島南部は、一般に島尻層泥岩を基盤とし、その 上を琉球石灰岩が覆うという地質構造となっています。本 市においても、主にこの2つの地質で構成されています。 北部は一部帯状に琉球石灰岩が残存していますが、泥 岩を中心とした島尻層泥岩からなっています。一方、 中央部から南部は広い範囲に渡って琉球石灰岩で覆わ れており、摩文仁ヶ丘や喜屋武岬においては海食崖を 形成しています。



丘陵台地



与座岳



市街地の背景に広がる斜面緑地



帯状に連なる斜面緑地



山巓毛から南側の斜面緑地を望む

4緑

糸満市における緑(農地、樹林地、水面、その他の 自然地の合計)の面積は 2,966.51ha で、市全体の 64.7%を占めています。もっとも多くの面積を占めて いるのが農地で、市全体の約 46%にも及びます。

樹林地は、戦前から一部の地域にしか残されていませんでした。その上、残されていた樹林地は沖縄戦でその大部分が消滅してしまいました。その後、住民の緑化活動と自然の回復力により森(ムイ)や林が蘇ってきました。

現在、大きな面積の自然林が残るのは石灰岩堤の丘 陵斜面、摩文仁から喜屋武岬一帯にかけての海食崖一 帯及び兼城と照屋に挟まれた報得川(むくえがわ)両 岸一帯などとなりました。

喜屋武海岸及び荒崎海岸の地形と植生は、平成 18 年に国の登録記念物に指定されています。また、石灰岩堤の上に広がる森には、沖縄県の天然記念物の指定を受けているクロイワトカゲモドキが生息しています。

⑤水

水系は丘陵地形の広がる北西部に比較的発達しており、与座岳・八重瀬町の八重瀬岳一帯からなる水系は、報得川に収束されつつ蛇行しながら西へ流下し埋立地を経て東シナ海にそそいでいます。

報得川は、流域の土砂を海に運び、その河口域から 周辺域に広大な干潟を形成しました。かつては糸満から豊見城市与根・瀬長島にかけて広大な干潟があり、 そこは沿岸漁業の場となりました。また塩田としても 利用されてきましたが、今日では埋め立てられて大部 分の干潟が消失しました。

イノー(礁池)は、沿岸からリーフ(礁縁)端にかけて 発達しています。しかし、こうしたイノーも埋立てにより 狭められてきました。

石灰岩台地が発達する地域では、降った雨は地下に 浸透し、地下鍾乳洞を発達させています。地下水は各 地に湧きだし、その周りには古くから集落が発達して きました。高嶺地域では地下水盆が形成されており、 与座ガー、嘉手志川(カデシカー)などの湧水が見ら れます。三和地域では石灰岩の層が厚いため、地下水 は地上に流出することなく海へ流入し、水資源の有効 活用に向けて、近年地下ダムが建設されています。



与座岳と農地の広がり



荒崎海岸周辺



嘉手志川:カデシカー



イノー (礁池)



地下ダム



図:風景資源分布図(自然に関すること)

(2)歴史に関する風景資源

①史跡や遺構

南山城跡や具志川城跡をはじめ、数多くの史跡が所在 しています。南山城跡は市指定史跡であり、三山分立時 代に栄えていたグスクです。現在は、高嶺小学校の敷地 となっており、現存する城壁は、敷地北側と東校門近く に残るのみです。

具志川城跡は、国指定史跡となっており、現在、 発掘調査・整備が進められています。これまでに城 郭内で表面採取された遺物には 13 世紀から 15 世紀 頃までの青磁片があります。

その他の指定史跡としては、県指定史跡の米須貝塚、国登録有形文化財としては平成17年に登録された潮平ガーや金城増治家住宅(字真壁)があります。

埋蔵文化財としては、120件の所在が確認されており、丘陵地帯ではグスクや遺跡が数多く見られ、低地では貝塚や散布地が分布しています。

その他、集落などの周辺には必ず御嶽や拝所があり、現在も神聖な空間として地域にとって重要な場所となっています。

2 戦跡遺産

沖縄戦終焉の地である糸満市には、戦争終末期に 住民が避難したガマや戦後住民の手によって建立さ れた慰霊碑など、沖縄戦の記憶を伝えるものが多く 残っています。そしてこれらは、おそらく当時と変 わらないであろう周囲の風景と一体となって、その 悲しみや平和への祈りを物語っています。

3歴史の道

「宿次(しゅくつぎ)」は首里と各間切とを結ぶ連絡機関です。島尻、中頭、国頭地方への各番所所在地の順路が記録されている「琉球国旧記」によると、島尻の真和志宿のルートが真和志、豊見城、小禄、兼城、高嶺、真壁、喜屋武、摩文仁と糸満市を南下し、東側へ廻るかたちで配置されていたようです。

また、1851 年に大度海岸に上陸したジョン万次郎 がこの道を歩いたとされています。



南山城跡



具志川城跡



戦前のロータリー周辺



集落内に残された数多くのガマ



ジョン万次郎上陸地:大度海岸

4漁業のまち

旧糸満町(字糸満)は漁業のまちとして知られており、漁業者のことをイチマナーと呼ぶことがあるように、糸満が代名詞となっているほどです。沖縄の沿海から日本本土さらには南方漁場まで出漁し、独特の追い込み漁法(アギヤー)で活躍しました。この漁法の基本は潜水の技術であり、明治には水中メガネ(ミーカガン)が考案されています。

⑤旧暦文化・民俗・風習など

毎年旧暦の5月4日には、航海の安全、豊漁祈願 の海の祭りである糸満ハーレーや名城、喜屋武ハー リーが行われています。

また真栄里の大綱引きは、県内各地に伝わる綱引きの中でも、古式の形態を残しています。稲の収穫儀礼と豊作祈願、子孫繁栄の願いを込め、雌綱と雄綱をカヌチ棒で結び、住民が西(イリー)と東(アガリ)に分かれて引き合う豪快な綱引きです。この他エイサーや棒術なども盛んに行われており、市民にとって大きなイベントとして定着しています。

糸満で正月といえば旧正月のことを指し、チータ チ、ジューグニチ(旧暦一日、十五日)というよう に月の満ち欠けで一年を数えます。お祭りもすべて 旧暦に沿って行われます。

糸満の海人は旧正月に合わせて漁港に戻り、色鮮 やかな大漁旗を漁船に飾り、旧正月を祝います。



糸満ハーレー



真栄里大綱引き



米須エイサー



旧正月の糸満漁港

(3)生活環境に関する風景資源

(1)糸満における集落形成過程と風景のまとまり

糸満市の各集落は、島尻マージ(琉球石灰岩層)とクチャ(島尻層泥岩)が織り成す特徴的な地形によって形づくられてきました。石灰岩堤の南東側に集落を形成することで冬季の強烈な季節風を避け、夏季の穏やかな涼風を受け入れるように発達してきました。

以下の断面図に示すように、与座岳を最頂部として海に向かい段丘が連続する地形が本市の典型的な地形特性です。これらの段丘が形成する石灰岩堤は斜面緑地となっており、降り注いだ雨は地中に浸透しクチャ層の上を流れ、やがて地上に湧きだします。これがカーであり、集落はこのカーの周りに形成されてきました。

地上に湧き出た水は、生活用水や農業用水として使われるとともに再び地中に浸透し、 次の石灰岩堤の地下を流れカーから再び湧き出てきます。

このように、糸満における集落形成は水の循環の単位がひとつの字域として成り立ち、 さらには水の流れを追いかけるように、南側、西側へと居住域を拡大してきました。

こうした集落形成過程の中で、各集落は明確な土地利用の秩序により形成されてきました。 集落の最も高い場所に位置し、雨を受けとめ水を地下へと蓄える斜面緑地ははるか昔より御嶽(ウタキ)と呼ばれ集落住民にとっての大切な信仰の空間であり、その森(ムイ)は、人々の暮らしの中で明確に守るべき対象でした。さらに、カーの周りには、居住域や生産域である農地が形成されてきたのです。

こうした字域における土地利用の秩序、さらには、その連続(つながり)と海食崖に囲まれた海へのつながりを守っていくことが、糸満らしい風景の保全につながっていくと考えられます。

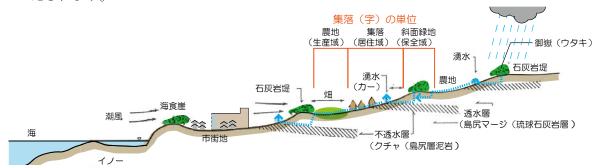


図:糸満における字域の概念図

②土地利用からみた風景の特徴

【市街地】

市街地は、主に海岸低地・石灰岩台地及び埋立地 に広がり、埋立地が整然と区画された宅地形態であ るのに対し、ロータリー周辺の既成市街地はスージ グヮーが残る古くからの街区形態を残しています。

那覇市を中心とする都市の外延的拡大の影響が本 市においても顕著に現れ、特に国道沿線での阿波根、 潮平、兼城地域ではその傾向が著しくなっています。



ロータリー周辺

商業地は、国道 331 号と主要地方道糸満・与那原線のロータリーを中心に放射線状に伸びた沿道型の商店街を形成しています。しかし、近年における商業機能の中心は、西崎(町)地区や国道 331 号の潮崎地区周辺に移りつつあります。

工業地は、かつては既成市街地内に多く点在しており、 その大部分が小規模な住宅との併用工場となっていましたが、現在は西崎町4丁目、5丁目埋立地内の工業団地 に集中・操業しています。



西崎地区の埋立地内

【市内北部】

字照屋・兼城・座波、賀数・北波平・武富・阿波根・ 潮平の8つの集落からなります。武富・賀数・阿波根に それぞれ民間・公務員宿舎・雇用促進などの住宅団地が 立地しています。これらの住宅団地及び既成の集落は、 比較的良好な石灰岩台地や台地緩斜面に立地し、周辺は サトウキビを中心とする農用地あるいは石灰岩堤の中 位面に残る森林・原野によって取り囲まれています。

新しい住宅が集合住宅のいわゆる都市的住宅形態で



集合住宅が多く見られる潮平集落

あるのに対して、既存集落は宅地が比較的広くとられ、樹林地・生垣などの緑の豊富な農村特有のゆとりのある居住空間を保つなど、良好な住宅地の風景を創出しています。

【市内中部】

字豊原・与座・大里・国吉・真栄里の5つの集落からなります。真栄里集落の背後から高嶺小の南山に連なり、与座岳に至る丘陵によって地形的に分断され集落間の一体性に欠ける面がありますが、兼城地区同様、集落はほとんど石灰岩台地、台地緩斜面の良好な地形に位置しています。

石灰岩堤上の森林・原野と農用地が相まって良好な 風景及び生活環境を形づくっています。



高台から見た与座集落と農地

【市内南部】

字真壁・宇江城・真栄平・新垣・伊敷・名城・小波 蔵・糸洲・南波平・伊原・米須・大度・摩文仁・喜屋 武・福地・山城・東辺名・上里の18集落からなります。

自然公園地域に指定され、石灰岩堤、海岸線の海食 崖などの自然資源に加えて数多くの戦跡を抱えている こともあり、県内有数の戦跡観光地となっています。 沿岸部の集落の一部は半農半漁が営まれていますが、 その他は農業を基盤とし、集落は広く分布しています。



大度海岸

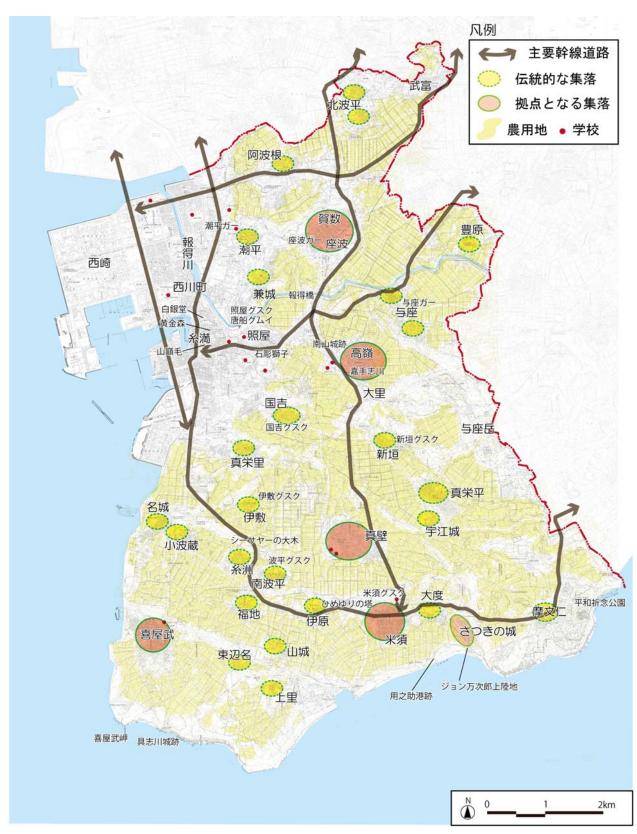


図:風景資源分布図(生活環境に関すること)

(4)眺望に関する風景資源

特徴的な地形を有する糸満市には眺望点となる高台が数多く存在し、その高台からの様々な眺望が風景の大きな特徴となっています。

ひとつは、本市の地形の特徴である石灰岩堤と斜面緑地への眺望が本市の代表的な風景資源となっています。

さらに、東シナ海と太平洋という2つの海や慶良間列島などの島々への眺望も、本市の 貴重な風景資源です。



西崎の報得川沿いからの眺望



海の見えるレストランからの眺望



真壁神社展望台からの眺望



国道331号バイパスからの眺望



兼城ハイツからの眺望



清掃センターからの眺望



西崎の海岸側道路からの眺望



山巓毛から南山城跡への眺望



山巓毛から海側への眺望



市庁舎から字糸満地区への眺望



市庁舎から西崎方面への眺望



潮崎タウンから西崎方面への眺望

2-3. 風景の特性

(1) 風景の構造: 風景の骨格を構成しているエリアと軸

糸満市の風景の成り立ちや関連資源の特徴を把握すると、現在の糸満市は沖縄本島南部独特の地形、地質の上に集落や農地がつくられてきたことや、地域で大切にされている歴史資源や伝統行事などが今もなお受け継がれていることなどがわかります。

そこで、糸満市の風景資源の分布などの特徴から、かつての海人のマチや埋め立てによって市街化が進んだ地区を「市街地エリア」、市の北東部に広がる新興住宅地と歴史ある 集落が混在している地区を「東部エリア」、市南部の豊かな農村の風景が広がり、伝統的 な集落形態が残された地区を「南部エリア」として3つに分類し、それぞれの特性にふさ わしい風景づくりを行っていきます。

また、市域全体に大きな影響を与える風景の骨格として、5つの拠点「糸満漁港と周辺」、「南山城跡と周辺」、「具志川城跡と周辺」、「ひめゆりの塔と周辺」、「平和祈念公園と周辺」、及び4つの軸「幹線道路軸」、「河川軸」、「海岸軸」、「斜面緑地軸」を位置付けます。

(2) 風景の拠点と軸の考え方

風景の拠点は、糸満市の顔となる風景資源を核とした周辺環境を含む範囲です。風景づくりに関する市民アンケートの回答においても、これらの拠点及びその周辺については糸満市の自慢すべき風景として挙げられていることから、地域住民のみならず、市民全体の共有財産として風景に対する意識の醸成を図りながら、先導的に風景づくりを推進していくことが必要であると考えられます。

具体的には、海人のマチ糸満の中心となる漁港やその周辺、南山城跡、具志川城跡といった歴史的な史跡が所在する地域、そして戦跡が残る南部のひめゆりの塔と平和祈念公園を位置づけています。

一方、風景の形成軸は、それぞれのエリアや場所をつなぐ役割を有しており、市内広範囲に位置する風景の形成要素をつなぎ、糸満市の風景として連続性を持たせるために機能するものです。

また、河川軸に位置づけられる報得川の河口部においては、西崎(町)・西川町の地域 住民による河川環境の維持管理の取り組みが積極的に行われています。こうした範囲についても、先導的な風景づくりを推進していきます。

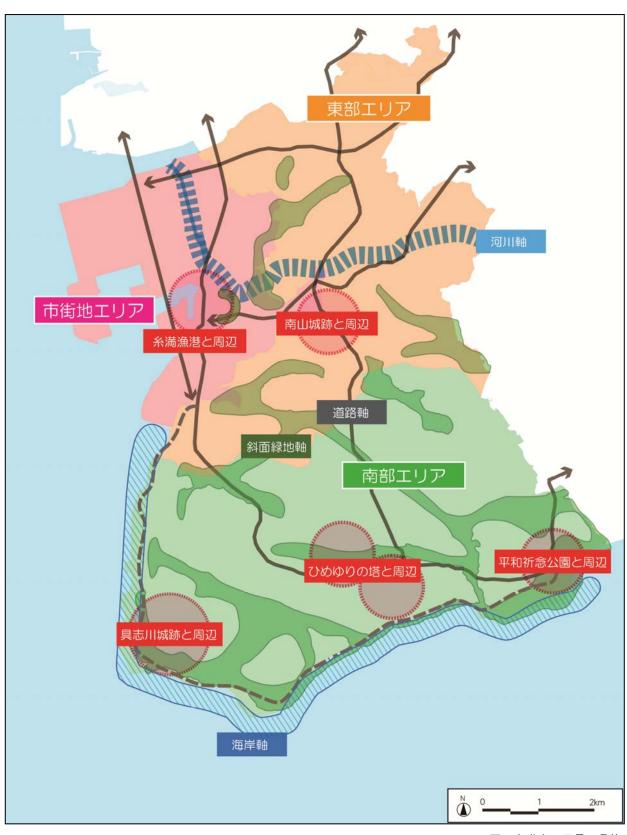


図:糸満市の風景の骨格

(3)類型ごとにみた風景の特性

①斜面緑地

糸満市の緑の骨格となっている石灰岩堤の斜面緑地は、風景の中での境界線(エッジ)であると同時に、動植物の生息環境となっています。また雨水の貯留機能が高く、雨水を地下に浸透させたものがやがて湧水となり、それらを生活用水として利用することで集落の形成過程における重要な役割を果たしてきました。

さらに、斜面緑地内には拝所やグスクが数多く所在し、集落における信仰の場として 長い間守られてきたという歴史的背景もあります。

これらの斜面緑地は、市内の様々な場所から視認され、本市の風景の骨格を形成する 重要な要素であるといえます。







2海岸

糸満市の海岸線は、西崎(町)から南浜、潮崎にかけての人工海岸とそれ以外の自然 海岸に区分することができます。

特に、南側の海岸線は海食崖が連続し、環礁までの間に広がるイノー(礁池)が創りだす風景は本市の特徴的な風景の一つとなっています。ジョン万次郎の上陸地でもあり本島南部でも有数のダイビングスポットでもある大度海岸や、国の登録記念物の指定を受けた喜屋武海岸、荒崎海岸など、様々な風景が展開します。

また、海食崖の海岸線が連続する中で北名城ビーチは自然の砂浜となっており、旧暦 の5月4日であるユッカヌヒーには名城ハーリーが行われます。







③河川

南城市大里を起点に八重瀬町字東風平から本市へと流れる報得川は、平成 17 年頃までは全国的にも水質ワースト上位に入る程の劣悪な水環境が問題となっていましたが、近年の水質浄化の取り組みにより徐々に改善の兆しを見せつつあります。

河川沿いには豊かな樹林地が見られ、河口部にはマングローブ林が繁茂しています。 これらの周辺環境を含めた河川空間は、生き物にとっての貴重な生息環境であると同時 に糸満市における風景の骨格を成す軸であり、糸満市の風景を形づくる上で非常に重要 な役割を担っています。







4農地

糸満市の農地は、石灰岩堤を中心とした土地利用の中で計画的に開墾されてきました。 斜面の南東側に形成された集落の前面に畑地を開墾することで、地形を利用した集落内 の水の循環によって農地に水を供給することが可能となります。

こうした集落内における循環システムが田園的な農村地帯を形成し、海へと連なる農地の連続性は、本市における特徴的な農村風景を呈しています。







5既存集落

自然の恵みと共に生きていくための先人たちの知恵が本市における伝統的な集落を形成し、それらは今も各地にその姿を残しています。

青い空に映える赤瓦の屋根や樹齢百年を超えるガジュマル、通りに趣と風格を与える石積みや家々を守り続けてきたヒンプン、これらの要素が創り上げた伝統的な集落の風景の中で営まれる人々の暮らしは本市における貴重な風景です。







6市街地

糸満市の人口は戦後着実に増加してきました。新たな宅地開発と工場誘致による産業振興の目的で整備された西崎(町)の埋立地や土地区画整理事業の導入により、糸満市の新たな商工業の中心と多くの人々が暮らす新市街地、新興市街地が形成され、人口が飛躍的に増加しました。

一方で、既成市街である糸満地区は漁港を中心とした古くからの街なみが残され、山巓 毛から海への眺望やスージグヮーの残る中心部の街なみは、古き時代の伝統を現在に受け 継ぐ海人のマチ糸満の顔でもあります。







(4)骨格ごとにみた風景の特性

1) 風景の拠点

1 糸満漁港と周辺

糸満漁港を中心とした字糸満と呼ばれるエリアは、古くから南方海域へ出漁する漁業のまちとして栄えており糸満地区の中心に位置しています。糸満漁港は、糸満海人が大漁と航海安全、家内繁盛を海神に祈願する行事"糸満ハーレー"を開催するメイン会場であり、ハーレーの開催を知らせる鉦を打ち鳴す場所である山巓毛のある丘とは視覚的なつながりを有しており、地域住民に親しまれ大切にされてきた風景となっています。

また、国道 331 号から漁港へとつながるジョーグヮーや糸満市民の台所としての役割を 果たしてきた公設市場をはじめとする、漁村、漁港として受け継がれてきた独自の文化や 風景が色濃く残り、今も海人のマチ糸満を支える多くの資源が存在しています。

しかし、近年における市役所、漁港のセリ市の地区外への移転や主要商業機能の西崎 (町)への移転、また潮崎地区への大型商業施設の建設などにより、かつての糸満の中心 としての賑わいは影を潜め、急速に衰退が進んできているという状況にあります。







②南山城跡と周辺

南山城跡は小高い丘の上に位置し、周囲からは緑量のある丘陵として捉えることができます。また、高嶺小学校・高嶺中学校に隣接し、小学校の運動場につながる一体的な空間となっています。

県道を挟んで大里集落には、今も豊富な湧水量を誇り地域住民の憩いの場ともなっている嘉手志川があり、南山城跡と併せた当該エリアは高嶺校区の中心として多くの市民に親しまれる存在となっています。

また、隣接する高嶺小学校・高嶺中学校の敷地内からは市街地方面を見渡すことができ、 特に糸満地区方面への眺めでは山巓毛のある丘や展望台が見え、西海岸側への良好な眺望 点の一つとして位置づけることができます。







③具志川城跡と周辺

具志川城跡は糸満市最南端に近い海食崖上に立地し、三方を海に囲まれています。断崖の付け根のところに城門があり、そこから二の丸、本丸が海に突き出ています。石積みは珊瑚礁石灰岩の野面積みですが、門の部分には切石を用いた痕跡が残っており、海に面したグスクとして県内でも非常に珍しく、深い歴史を感じさせる拠点です。

平成 12 年度から平成 24 年度までの 13 年間で本城跡の保存修理事業が実施され、今後はガイダンス施設を含めた周辺環境整備や県道平和の道線の整備が進めば、多くの観光客が訪れる本市の新たな観光拠点となることが期待されています。









4ひめゆりの塔と周辺

ひめゆりの塔は、実際に病棟として使われていた洞窟(ガマ)の直上に「ひめゆり平和 祈念資料館」とともに建てられています。周辺は慰霊に訪れる観光客をターゲットとした 土産物店や飲食店などが立ち並び、賑わいを見せている一方で、祈りの風景の中に過度な 色彩の建築物や沿道の屋外広告物が乱立し、風景の調和を損なっているという問題が近年 顕在化してきています。

米須集落においては、地域が主体となった"村丸ごと生活博物館"の取り組みが推進されており、地域の再生についての議論を重ねるなど、地域づくりへの意識が非常に高い地区であるといえます。

今後、県の事業である"沖縄まちなみミュージアム"候補地への選定を契機に風景づくりへの期待が高まってきています。













⑤平和祈念公園と周辺

平和祈念公園を抱く摩文仁の丘一帯は、沖縄戦跡国定公園の特別地域に指定されており、 周囲には慰霊施設・慰霊碑・慰霊塔が所在しており、他の都道府県のものも多く見られます。

公園周辺およびアクセス道路である国道 331 号沿道には、現時点では目立った開発行為は見られないものの、今後、県道平和の道線の開通などに伴いさらに多くの観光客をターゲットとした商業施設の建設なども想定されます。







2) 風景の軸

1道路軸

本市においては、市域の西部から南部を走る国道 331 号と中央部を南北に走る主要地方 道奥武山米須線が集落部を結び、それらを東西に結ぶ主要地方道那覇糸満線や主要地方道 糸満与那原線、さらに県道が補完するように道路ネットワークが形成されています。

また、平成23年に開通した国道331号バイパスは那覇市へのアクセス向上に寄与し、 新たな動脈幹線として機能しています。

これらの道路は交通量が多く、本市の代表的な動脈幹線として道路網の骨格を形成するとともに、来訪者を本市へと導く顔としての役割を担っているといえます。

また、南部の海岸沿いには県道平和の道線が計画されており、新たな本市の幹線としての期待が高まっています。







②河川軸

本市を流れる報得川は、東部から市街地を経て海へと至る中で様々な表情を見せながら流れ、本市の風景の重要な骨格を形成するとともに市民の生活を支えてきました。

また、同時に市民にとっての貴重な自然環境であり、多くの市民、そして来訪者にとって魅力ある憩いの空間を提供しています。







③海岸軸

本市において風景上重要な海岸軸は、潮崎町の南から喜屋武岬を経て、荒崎海岸、大度海岸、そして摩文仁の丘に至る自然海岸を指します。

砂浜から海食崖へと変化していく特徴的な風景や全面に広がるイノー (礁池)、また豊かな樹林地が残された平和の塔周辺など、多彩な表情を見せる海岸線が創りだす他に類を見ない本市ならではの風景となっています。







4斜面緑地軸

斜面緑地が創りだす緑の稜線は本市のいたる所から眺望することができ、日常の風景の中に常に存在しています。こうした斜面緑地の稜線を背景として、河川や集落、農地、市街地が織り成す本市ならではの風景が展開しており、市民にとっても非常に親しみを覚えることのできる風景の資源であるといえます。









(5)地域別にみた風景の特性

糸満市は、昭和36年の合併以前の行政区分や都市計画法上の地域区分などから8つの地 区に区分することができます。基本的に市街地に該当する3地区(糸満地区、西崎(町)・ 西川町地区、潮平地区)と、農村地区に該当する5地区(兼城地区、高嶺地区、真壁地区、 喜屋武地区、米須地区)に分けています。

市街地については既成市街地、新市街地、進行市街地の特性を踏まえ、農村地区は旧村区域を基本とし、それぞれ小学校校区も考慮して地区区分を設定しています。

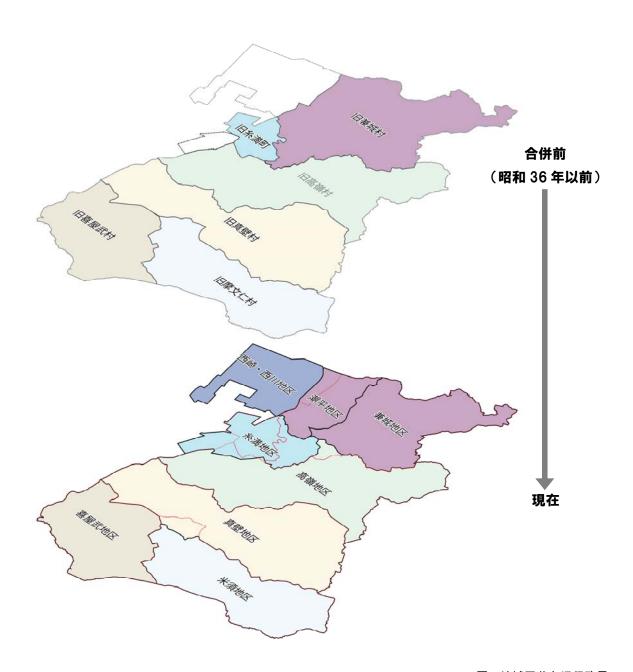


図:地域区分と旧行政界

1)糸満地区

- ・糸満漁港周辺の市街地は海人のマチとして発達し、現在で もハーレー、大綱引きなどの祭事が行われる"字糸満"と 呼ばれる中心地区であり、糸満市の顔といえる地区です。
- ・漁村として発達した漁港付近のまちでは門(ジョー)と呼 ばれるコミュニティを形成し、門小 (ジョーグヮー) ごと に今でもその地域のつながりを保っているケースもあり、 カーなどを管理しています。
- ・埋め立て市街地の潮崎町は比較的若い世代の生活の場とな っています。近年では商業施設の進出が進み、その様相が 急激に変化しつつあります。
- ・バイパスの開通や国道331号の拡幅など交通基盤の整備が 進んでおり、今後もまちの様相が急激に変化していくこと が予想されます。
- ・1990年代以降に埋め立てられた潮崎町には新しい 住宅地も建設され、西海岸に面した住宅地として 市民に親しまれている糸満ロータリ 若い世代の定住が生まれています。
- ・糸満漁港を中心に、集落形態や赤瓦の民家、9本のジョー グヮー、通り毎のカー、海の神を祀る白銀堂など「海人の マチ」を感じさせる風景や地域資源が点在しています。
- ・白銀堂は糸満を代表する拝所であり、糸満ハーレーの競技 が終わると1位のチームを先頭にして白銀堂に参拝し、競 技の報告をします。綱引きやハーレーなど重要な神事の際 には祭祀が行われます。また、平成18年に「山巓毛と白 銀堂」として山巓毛と共に「未来に残したい漁業漁村の歴 史文化百選」に選定されました。
- ・山巓毛や白銀堂の周囲の高台は、海際に集落が形成される 以前の海岸線の名残で当時の海とまちとの関係を感じさ せる貴重な風景です。
- ・漁港の南側には、糸満市民の台所として賑わいを見せてい たマチグヮー(公設市場)が今も営業を続けています。
- ・上之平区をはじめとした東側高台に広がる住宅地は字糸満 の発祥の地と言われており、幅員の小さいスージグヮーを 挟んで石積みが建ち並び、風格ある路地の風景をつくって います。



伝統行事である糸満ハーレ





糸満地区からの海への眺め



かつての賑わいを失ったマチグヮ



港と山巓毛との眺望のつながり

②西崎(町)•西川町地区

- ・西崎(町)・西川町地区は、大規模埋立地に計画的に形成された新市街地です。1970~1980年代に埋立てられ糸満工業団地や住宅地として発展してきた本地区は、人口の集積も着実に進み、既成市街地の糸満地区に匹敵する規模になっています。
- ・地区の東側を流れる報得川沿いに広がる住宅地と西側に広 がる工業エリアに大きく二分され、西崎総合運動公園や道 の駅いとまん、ファーマーズ・マーケットいとまん、糸満 海人工房・資料館などの施設が立地しています。
- ・道路、公園などの都市基盤施設が整っており、今後は成熟 した市街地の形成に向けて、コミュニティづくりとあわせ て水辺空間や公園などにおける自然生態系の回復への取 り組みが期待されています。
- ・造船所跡、水産試験場跡地といった大規模な敷地、建物が 残っており、こうした施設の活用に対する住民のニーズは 非常に高いものになっています。
- ・海に沈む夕日が水面をオレンジ色に染める時間やきらびや かな夜景が表現するまちの活気が、本地区の風景の魅力と なっています。
- ・道路沿いの街路樹や手入れされた花壇、住宅のガーデニングや事業所外周の緑化などが、まちに潤いを与えています。
- ・ホテルやヨットハーバー、美々ビーチといったリゾート拠点では、多くの人々が様々なアクティビティに興じる風景が見られます。
- ・市街地をゆるやかに流れる報得川は貴重な水と緑の空間を 形成するとともに、多様な生態系の生息環境にもなってお り、一部区間においては、町内単位での維持管理の取り組 みや個人での空間づくりといった活動が美しい風景を支 えています。またカヌーの練習場となっており、学生たち が漕ぐカヌーが水面を切って走る風景が見られます。
- ・地区内の緑は潤いある風景づくりの一助となっている一方で、剪定、伐採などの維持管理が追いついていない箇所も みられ、生い茂った枝や下草が歩道空間にはみ出し、鬱蒼 としたイメージを与えています。



埋立地から海への眺望



整然と植えられた街路樹



報得川沿いの整備された緑地



工場地帯の画一的な風景

③潮平地区

- ・潮平地区は、国道 331 号沿いを中心に隣接する豊見城 市から連担する新興市街地です。以前は、潮平・兼城 の伝統集落を中心にした農村地域でしたが、都市化の 進展に伴い国道沿いや集落居住地区周辺での商業・住 宅などの開発が進んでいます。
- ・報得川河口は 1980 年代の埋め立てによって大きく変容しました。一方、市街地が進展している中でも湧水、石積み、屋敷林などが残る市内有数の集落や、白川及び報得川、避難壕跡である潮平権現などの地域資源も残されています。
- ・県道や都市計画道路の拡幅の予定があり、沿道での開発などが想定されます。
- ・地区西側の市街地は国道や県道沿いに商業施設やマンションなどが建ち並び、まちの賑わいを感じさせる市街地の風景をつくりだしています。
- ・それとは対照的に、東側の斜面緑地の高台の上にある 潮平集落は市内でも有数の歴史的な趣のある風景を 有する集落で石積みや生垣、ヒンプンを持った宅地が 風格のある風景をつくりだしています。西側の海へ優 れた眺めを有する場所が多く見られます。
- ・潮平地区周辺の報得川周辺では自然環境を保った箇所 が多く残っており、市内でも貴重な樹林に囲まれた緑 豊かな河川の風景を見ることができます。



緑の減少や大規模建築物による 風景の変化



自然豊かな樹林地が残る報得川



大木や石積みが残された集落



戦争犠牲者の追悼、平和を願う場

4兼城地区

- ・兼城地区は市域の北部に位置し、農村地域ではありますが豊見城市の市街地に隣接することから、都市的土地利用の動向が顕著な地区となっています。
- ・本土復帰前後から官公庁関連の住宅団地や一戸建て分譲住宅の開発、広域幹線道路の整備が進んでおり、都市近郊という立地条件から今後も都市的土地利用の進展が予想されます。
- ・かつて村の中心だった座波は、県道の沿道に商業施設が立地していましたが、平成4年にバイパスが開通した後、交通量とともに商業施設の立地もバイパスの方に移っていきました。現在でも小・中学校や郵便局は座波や賀数にあります。
- ・集落内には多くのヒンプンや石積みが現存しています。 また、賀数、座波集落内は狭隘道路が集落全体を巡っ ており、生活利便性の面での道路拡幅と伝統的集落形 態の保全という二項対立的な問題が生じています。
- ・地区の中心となる座波、賀数集落は、スージグヮーが 網の目のように張り巡らされており、カーや石積み、 ヒンプンといった歴史資源と相まって伝統的な集落 形態を今に伝えています。
- ・樹齢を経た古木や龕屋 (ガンヤー) など、歴史を物語 る多くの要素が集落内に点在しており、地区住民の日 常の生活を支え続けてきた拠り所になっています。
- ・地区内を報得川が流れており、豊かな河川の風景を目 にすることができます。
- ・エイサーや子ども綱引きなどの伝統芸能が生活の中に 根差した旧暦文化として継承されています。例えば旧 盆の中日に行われる綱引き「ソーローウトゥイムチ」 は、座波公民館前で毎年開催され、多くの観衆で賑わ っています。
- ・武富グスク、阿波根グスク、賀数グスク、奥間グスク といった多くのグスクが所在しており、これらのグス クをはじめとして眺望の確保された高台の視点場が 多く存在します。集落と農地が緩やかに連なる眺めは、 本地区の風景を支えています。



旧公民館跡に残る2本の巨木



昭和4年建立のガンヤー



スージグヮーを行き交う人々



集落内の石積みやヒンプン

5高嶺地区

- ・高嶺地区は、市域の中央に位置する農村地区で、地区 内には南山城跡をはじめ、嘉手志川、与座カー、大城 森グスク、国吉グスクなど、地区の歴史を物語る数多 くの歴史資源が所在しています。
- ・その中でも、現在、高嶺小学校が立地している南山城 跡は地域のシンボル的な存在であり、琉球史上におい ても非常に重要な史跡です。
- ・市内でもっとも標高の高い与座岳が位置しており、その麓に豊かな農地が広がっています。
- ・市街地(糸満地区)に隣接した真栄里や大里といった 集落はベットタウン化が進んでおり、新たな住宅の建 設などが進んでいます。
- ・地区の北側を流れる報得川は豊かな緑の帯を形成する 良好な自然環境であり、生態系の生息環境としても地 区に潤いを与えています。
- ・与座岳から市街地へと緩やかに下る斜面地の途中に集落と農地が広がっています。集落のまとまりは、観る人にあたかも緑の海に浮かぶ島のような印象を与え、眼下に広がる農地と遠方の海側への良好な眺望が確保された視点場が数多く存在しています。
- ・集落内には、カー、ワーフル、ヒンプン、石積み といった歴史資源が色濃く残されています。中で も、嘉手志川や与座川をはじめとした豊かな水源 が風景と生活を支えています。
- ・市街化が進む集落があるものの、古い集落形態を保持 している国吉や真栄里の旧集落なども残されており、 これらの伝統的集落形態と伝統行事である字真栄里 の大綱引きなどを保全しながら、地域の魅力資源とし て活用に結び付けていくことが望まれます。
- ・地区に潤いを与えている報得川の自然環境は豊かな緑に包まれて、多くの生きものの生息環境として地区の 豊かな風景の一部となっています。



豊かな水源の象徴である嘉手志川



歴史を物語る数多くの資源



南山城跡



田園風景の広がり

6真壁地区

- ・真壁地区は、戦後の旧三和村を構成していた一つの村にあたり、糸満市の農村地区の中でも典型的な南部型の農村集落の土地利用形態をみることができます。このような土地利用上の特性は、他の農村地区と同様に単なる視覚的な風景としてだけでなく、御嶽や湧水などの歴史・文化的資源、小動物の生息場所としての機能と密接に結びついています。
- ・また、斜面緑地などの地形は、集落の環境を安定させ 農地の生産条件を支える機能も有しており、集落居住 地区内には、石積み、屋敷林、スージグヮーなど、沖 縄の農村集落の形態を多く残しています。
- ・高台に位置する新垣、真栄平の両集落(標高約70~100m)から緩やかな斜面に沿って南向きにつくられた集落が海沿いの名城まで続いており、東シナ海、太平洋への良好な眺望点が複数存在します。
- ・旧暦5月4日のユッカヌヒーに、北名城ビーチでは名城ハーリーが行われます。浜から沖に漕ぎ出ていく独特の形態が大きな特徴となっており、毎年多くの人で賑わいを見せています。
- ・斜面上に南向きに形成された南部らしい集落形態と緩やかな地形が織り成す風格ある街なみが、真壁地区の大きな風景の特徴となっています。こうした伝統的な集落形態に加え、カーや石積み、ヒンプンといった歴史資源が集落に格調と趣を与えています。
- ・内陸部の集落では、戦時中に防空壕として使われた「ガマ」が多く見られます。これらのガマにはそれぞれに多くの物語が語り継がれ、いまなお地区を見守るシンボルとしてひっそりと在り続けています。
- ・東シナ海へと下っていく名城方面への斜面越しには、 タ日にきらめく海面を目の当たりにすることができ ます。また米須集落を超えた太平洋側からは、風に乗 って波の音が真壁集落の付近まで届けられます。
- ・集落と集落の間に広がる平坦地を農地として利用して おり、これらの連続した農地の広がりが豊かな自然環 境の一翼を担っています。



真壁集落内に残された石積み



生活を支える数多くのカー



地区住民に維持管理されている花壇



集落内に残る赤瓦の民家

7喜屋武地区

- ・喜屋武地区は、真壁地区同様に戦後の旧三和村を構成 していた一つの自治体にあたり、地域の歴史は非常に 古く、エイサーなどの伝統行事や地域コミュニティの つながりなどが比較的強く残っています。その中でも 喜屋武ハーリーは、大勢の観客で賑わいをみせていま す。
- ・沖縄本島の最南端に位置し、喜屋武岬、荒崎海岸、具 志川城跡、東シナ海と太平洋に面する荒々しい海食崖 で形成された特徴的な海岸線を有しています。
- ・平和創造の森公園などの観光・レクリエーション施設 も立地し、多様な地域資源を有しています。
- ・緩やかな斜面に広がる豊かな農地が喜屋武地区の風景 の大きな特徴であり、この農地で栽培されている美ら キャロットは本市の特産品として有名です。
- ・喜屋武集落は南部地域では市内でも規模の大きい集落 で、特に公民館の周辺では伝統的な集落形態が残され ており、カーや石積み、ヒンプンなど風格ある集落の 風景をつくりだしています。
- ・東里周辺などは石灰岩堤の樹林地の南側に集落が形成され、市南部地域特有の集落の風景を見ることができます。
- ・西側の海岸には沿岸では、リーフ端にかけてイノー(礁池)が発達しており、海の恵みを感じさせる風景があります。
- ・イノーの各所には地名がつけられており、喜屋武地区の 暮らしが海と密接な関係があったことを読み取る手が かりとなっています。



地域が誇る美しい海岸



海食崖を見下ろす眺め



エイサーが行われる集落内の広場



地域で大切にされている祭礼の場

8米須地区

- ・米須地区は真壁、喜屋武地区と戦後の旧三和村を構成 していた一つの自治体にあたり、地域の歴史は非常に 古く、エイサーなどの伝統行事や地域コミュニティの つながりなどが比較的強く残っています。
- ・平和祈念公園やひめゆりの塔、魂魄の塔などが立地し、 平和の発信地として重要な地域です。
- ・摩文仁の丘の断崖が続き、平和祈念公園周辺では沖縄 戦の悲惨な歴史と重なり平和への祈りを象徴する風 景となっています。
- ・平和祈念公園には、沖縄戦などで亡くなられたすべて の人々の氏名を刻んだ記念碑「平和の礎」があり、平 和への祈りの場として、また子どもたちの平和学習の 場として多くの人々が訪れます。
- ・海岸部は、サーフィン・ダイビングの場、ジョン万次 郎上陸地、ウミガメの産卵地などがあり、多くの人が 訪れます。
- ・現在は、集落内外の資源を活用した"米須村丸ごと生活博物館"と称した地域資源の活用を実践しており、 来訪者も増えています。
- ・市南部の海岸は海食崖が多い中、米須から大度にかけての海岸は開けた海浜となっており、海と暮らしの関わりを感じさせる風景をつくりだしています。
- ・摩文仁の丘西側から大度、米須の海岸への眺望は美し い海岸線を一望できる優れた風景となっています。
- ・ひめゆりの塔や平和祈念公園など集客のある施設周辺 では来訪者向けの店舗の看板や案内板などが目立ち、 今後改善の必要があります。
- ・糸満観光農園は、糸満市における南部の観光拠点の一つであり、毎年 12 月に開催されるいとまんピースフルイルミネーションでは、幻想的な光の風景を楽しむことができます。



大切に受け継がれている拝所



地区の魅力資源を活用した市民活動



台地から見下ろす眺め



自然環境が保たれてきた海岸

2-4. 風景づくりの課題

(1)近年の風景の変化

1新市街地における風景の変化

糸満市の市街地は集落から発達し、埋め立てにより拡大することで発達してきました。 近年においては、豊見城市に近接する潮平、兼城、阿波根地域のスプロール化が著しく、 適正な市街化区域の見直しとともに秩序ある市街地の風景づくりが求められています。

こうした新市街地においては、高層のマンション建設や大規模商業施設の出店、また屋外広告物の乱立など、他都市の多くの市街地と同じような風景が形成されつつあり、こうした急激な開発は当該地区内部の風景だけでなく、市内の良好な眺望点からの海への眺望にも大きな影響を与えつつあります。

また、経年的な変化とは異なるものの計画的につくられた新市街地では、十分な緑化が 行われているとは言い難く、特に西崎(町)の埋立地においては、コンクリート造の建築 物が建ち並ぶ風景が無機質な印象を与えている地区も少なくありません。

屋外広告物は、特に新市街地における風景の変化の大きな要因となっており、国道 331 号沿いには多くの屋外広告物が掲出されています。これらの屋外広告物については、色彩や大きさ、掲出数といった条件が風景に影響を与えるという点に加え、交差点部や空地に設置された貸出広告は車のドライバーの目をひくことから、交通の安全性にも支障をきたす恐れがあります。

このように、時代の変化とともに糸満市の新たな経済を支えるようになった市街地の中では、伝統的な本市の風景との市域全体での調和を図りつつ、新しい風景づくりをいかに 実践していくかを考えていく必要があります。







②戦跡の風景に見られる変化

ひめゆりの塔や平和祈念公園周辺における商業施設の立 地や屋外広告物の掲出は、本市の固有の風景である祈りの場 としての戦跡の風景に影響を及ぼすものがあります。

また、戦跡の風景の広がる当該地区は、県内でも有数の観光地であり、毎年多くの観光客が訪れることから今後も新たな開発行為、商業施設の立地などが進むことが予想されます。

さらに、現在計画されている主要地方道奥武山米須線の拡幅や県道平和の道線の事業化及び開通に伴う交通量の増加 と沿道における開発行為が想定され、こうした開発が戦跡の 風景に大きな変化を与える可能性があります。





③市東部、南部における開発行為の変化

農村集落においては、近年空地となった宅地が散見されるようになってきています。 例えば、都市計画法第34条11号・12号の指定を受けた区域においては開発業者による アパートの建設や事前の問い合わせなども出てきており、今後の住宅ニーズの動向によっては、多くの集落においてこうした開発行為が増加することが考えられます。

伝統的な集落の風景は、広い敷地に対して計画的に配置された居住空間と人々の暮ら しが密接に結びつくことによって守られてきました。しかし、維持管理の手間や生活ス タイルの変化などによって、こうした伝統的住宅様式は今後ますます失われていくこと が予想されます。

また、過疎化が進む東部、南部の集落においては定住促進という大きな課題を抱えていますが、定住促進を目指すが故の無計画な開発により、伝統的な集落の風景と調和しない建物が溢れかえってしまうと地域住民が地域への誇りを失い、結果として故郷を離れていく人たちを増加させるという事態につながりかねません。

土地や家屋はあくまで個人の財産ではあるものの、同時に、共有すべき財産である風景を構成する要素の一つであるという観点に立ち、これらをどのように将来に受け継いでいくかを考えていく必要があります。







4農村の風景の変質

糸満市の農業は、さとうきびを基幹に野菜や花卉の栽培、畜産等などが盛んで多品目生産を特徴としています。近年の世界的な自由貿易の進展による国内外の産地間競争に勝ち残るために、本市においても農家所得の向上に向けた様々な取り組みが推進されつつあります。こうした取り組みは、産業としての農業が生き残っていくために避けては通れない道ではあるものの、これまで守り続けてきた良好な農村の風景の保全と相反する部分があることは否めません。

農村の風景については、農業振興を進めていく中で、海への眺望や広々とした台地など農地を取り巻く風景の保全に努める必要があります。







5道路の風景の悪化

市内においては、現在複数の道路整備が計画されており、国道 331 号の拡幅、主要地 方道奥武山米須線の拡幅、さらには県道平和の道線の計画などがあります。特に南部の 海岸沿いに計画されている県道平和の道線や主要地方道奥武山米須線の拡幅について は、交通量の増加とともに商業施設の立地、またそれに関連する屋外広告物の設置など が想定され、周辺環境との不調和が生じてくる可能性があります。

また、既存の主要幹線道路についても、風景の骨格としての沿道の良好な風景づくりを図っていく必要があり、例えば街路樹については、維持管理の面での対応が十分に図れていないことで無秩序に繁茂している状況が見られます。また、歩道部においても勢いよく茂った植栽が歩行空間を狭めるといった問題が生じています。集落内を通る区間においては、地域住民の手によって良好な維持管理が行われているところもありますが、多くの道路においては植栽の成長に対して維持管理が追いついていません。

さらに、道路の拡幅事業に伴い歴史ある伝統的建築物や石積みが崩されたり、樹齢数 百年の樹木が撤去されたりといった事態が既に起きています。







⑥自然環境の悪化

糸満市の風景の大きな特徴の一つである石灰岩堤の斜面緑地は、風景の重要な骨格であると同時に様々な生き物の生息環境としても重要な役割を果たしています。現時点では大きな開発行為が計画されているわけではありませんが、近年の社会動向からも、新エネルギー事業としてのメガソーラーパネルの開発などが考えられます。また、新たな生活スタイルに合わせた大規模な墓地開発なども想定されます。

もう一つの自然環境である豊かな水の風景においては、川や海の水系と陸系の境界に あたる水際線の保全が大きな問題となってきています。そこでは生き物が両方の系を行 き来し生命を営んでいます。多くの海岸では、防災を目的とした海岸護岸が造られてい ますが、この様な場所では、生態系移行帯の空間が単純化し生物の種類も少なくなる傾 向があり、また親水機能の低下も見られます。

往時の糸満漁業の発展を支えた広大なイノー(礁池)は、現在では埋め立てによって 狭められてきましたが、今なお一部のイノーは残されています。イノーは、魚類の産卵 と生息の場となり糸満の漁業にとって依然として大切な場所です。イノーの現状を見る と、陸域に起因する汚濁物質などにより広範囲のサンゴ礁が死滅し、そこには魚影も少 なくなっています。 報得川は、数年前に比べ水質の改善も進み、また河口部では地域住民による維持管理などが積極的に行われています。しかしながら、これまでの河川改修工事により失われた水際線におけるエコトーンの再生と残された自然環境の適切な保全を行っていく必要があります。







⑦地域コミュニティの喪失

近年、核家族化の増加を始め、共働き世帯、少子高齢化などの社会構造の変化によるコミュニティの希薄化が進み、家庭や地域における教育力や子育て力の低下が指摘されるようになってきました。本市においても、従来地域活動を担ってきた活動団体の数が減少しているなど同様の問題が発生しており、風景を守っていく上での地域としての取り組みが徐々に衰退していく可能性が高まっています。

特に、糸満市の次代を担う子どもたちに対して糸満らしい風景を残していくことは、 今の時代の大人たちに課せられた責務であり、共に風景について考える機会を創出して いかなければならない中、その基盤となる地域コミュニティが失われつつあることは非 常に危惧すべき問題です。







8歴史資源の喪失

近年の開発行為や生活スタイルの変化に伴い、地域に残る歴史資源に対する認識の低下や伝統芸能の継承が難しくなり、歴史・文化に代表される地域の個性が失われつつあります。糸満市固有の風景にとって、地域の歴史・文化を伝えていくことは大事な取り組みであり、それがふるさとへの愛着と誇りの醸成につながります。戦前・戦後の生活形態を知っている世代が健在のうちに、どのようにして地域の歴史文化を後世に伝えていくかが問題となっています。







(2)対応していくべき課題

ここまでに整理した風景資源や風景の特性、さらに風景に関する問題点を踏まえ、今 後解決すべき風景づくりの課題について整理を行いました。

①風景づくりの意識を持つこと

- ■斜面緑地や海、報得川などの美しい自然の風景や地域が守り伝えてきた固有の文化や 歴史を次世代へ継承すべき貴重な風景として捉え、市民、事業者、行政が一体となっ て維持・保全していく意識づくりを進めていく必要があります。
- ■公共空間が先導する魅力ある風景づくりを実践していくために、市街地整備や道路などの公共整備にあわせ、重要な風景資源のデザイン的な質の向上や地域の個性を生かした整備に取り組んでいく必要があります。
- ■市民一人ひとりが郷土愛や豊かな心を育むことができるよう、各地域でこれまで進めてきた取り組みを大切にしつつ、地域の特徴を生かした風景の保全・誘導や個性的な風景を生かすことで、魅力あるまちづくりにつなげていく必要があります。
- ■市民、事業者、行政などが風景まちづくりにおける共通認識を持ち、協働で取り組んでいく必要があります。

②森(ムイ)と川と海とがつながる糸満市の風景の基盤を守ること

- ■森と川と海の環境を一体的に捉え、自然と人との良い関係のあり方を目指すなかで、 風景づくりを自然環境の保全につなげていくことが求められます。
- ■市内すべての地域の風景の背景となっている斜面緑地の豊かな自然環境を守り、その 稜線を含めた風景の保全を図っていくことが必要です。
- ■農地については、土地改良事業が進む中で、海への眺望や広々とした台地など、農地を取り巻く風景の保全に努める必要があります。
- ■市街地エリアの報得川沿いでは、モクマオウなどの並木が整い、歩行空間などの整備が 行われています。また、兼城や照屋付近の谷地では手の付けられていない樹林が報得川 沿いに残されており、河川沿いの並木や樹林と河川とが一体となった、より河川に親し むことのできる憩いの場の役割を充実させるとともに、糸満市の風景において、森(ム イ)と海をつなぐ貴重な「軸」として保全していくことが求められます。
- ■糸満市の海岸線は海岸からサンゴ礁が広がり、すばらしい眺めを堪能することができます。 イノー(礁池)は「海の畑」などともいわれ、小魚・貝海藻など、海の幸などを手軽に与えてくれる豊かな場所であり、海と暮らしの接点としても貴重な風景として保全していくことが求められます。

③地域に根づく歴史を重んじる暮らしを風景づくりに活かすこと

■本市ではその歴史が暮らしに根付いています。海の祭りハーレー(ハーリー)、エイサー、 大綱引き、棒術など多くの行事が継承されており、その背景となる街なみを整備、保全し、 各行事が際立つよう取り組み、さらに多くの人々に発信していくことが必要です。

- ■固有の歴史や文化に彩られた地域資源が豊富であるものの十分に活かしきれていない現状があり、風景づくりをそれらの資源の保全や整備、活用につなげていくことが必要です。
- ■名所・旧跡、天然記念物、史跡の保全と活用にあたって、身近な生活空間にある地域の個性を表現する「市民が大切にしているもの」を磨き出し、活用していくことが必要です。
- ■沖縄戦の事実を後世に伝えるため、平和祈念に関する各施設や戦跡遺産を周辺の風景とともに捉え、平和学習の場としての充実を図っていくことが必要です。

4)住み続けたいまち、何度でも訪れたいまちを印象づける風景をつくること

- ■誰もが住みたくなる、訪れたくなるまちを目指して、地域住民が誇れる風景をつくり だし、住みよく賑わいのあるまちづくりを推進していくことが必要です。
- ■美しく潤いのある住環境を目指すべく、風景づくりを市街地や集落における住環境の 保全・整備につないでいくことが必要です。
- ■無秩序な開発が進行している、また開発が想定される地域においては、制度の遵守や 見直しを行い良好な生活基盤づくりを行っていくことが必要です。
- ■空洞化が進行しつつある既成市街地では、伝統的な空間の保全とコミュニティの再生 及び近隣住区のまとまりを意識した住環境の形成が必要です。
- ■農村集落においては、地域の歴史・文化資源を尊重するとともに今日の暮らしに必要とされる機能との調和に配慮し、若い人にも魅力があり社会的弱者にも優しい居住基盤の確保が必要です。
- ■バイパス整備などの新規道路整備においては、街路樹や沿道敷地の緑化などによって 道路空間を魅力的なものにしていくと同時に屋外広告物の掲出に対する一定のルール を定めるなどして、良好な沿道の風景づくりを図っていくことが必要です。
- ■既存の道路においても、沿道施設の境界部の緑化や石積みなどの保全によって豊かな表情を持った道路空間の形成を行っていくことが必要です。

⑤ 今ある地域での活動を活かし、風景づくり向けて着実に取り組むこと

- ■真栄平地区や西崎ニュータウンにおける花植えの取り組みや、米須地区における"村丸ごと生活博物館"などに代表される、現行の市民の主体的な取り組み意識をさらに向上させ、風景づくりのルールに対する理解につなげていくことが必要です。
- ■効果的な風景づくりを進めていくために、今後より一層地域が積極的かつ継続的に風景づくりに取り組むことができるよう、行政支援の枠組みや組織体制づくりを検討する必要があります。
- ■今後さらなる風景づくりへの市民の幅広い参画を促すため、周知啓発活動や参加機会 の拡充などを進めることが必要です。
- ■今後の糸満市の風景づくりを担う子どもたちに、糸満らしい風景を守り育てていく心を育むことができるような風景づくり教育の導入や地域活動を実施していく必要があります。

第3章 風景づくり計画区域の設定

3-1. 区域設定の考え方

(1)全市を対象とした風景づくりの必要性

糸満市においては、市全域にわたって数多くの風景資源が分布しており、それら風景資源の一つ一つが地域の個性を感じさせる大切な風景を形づくっています。

これらの風景資源を守り、育て、そして活かしていくためには、市全域にわたって風景づくりに取り組んでいくことが必要です。

また、本市の特徴的な地形が創りだす豊かな眺望を保全していくためにも、特定の範囲を対象とした風景づくりだけでなく、視点場と視対象の関係からみた広域的な風景づくりの施策が必要となってきます。

そこで、本計画では市全域(面積約4,663ha)を風景づくり計画区域として設定し、さらに、本市の海の風景を構成する重要な要素である干潟・浅瀬までを含むものとします。

(2) エリアの設定にあたって

糸満市は風景のまとまりから、以下の3つのエリアに分けることができます。

【市街地エリア】市街化区域

- ・市街地エリアは、ロータリー、漁港を中心とした字糸満、潮平、照屋などの集落を含めた既成市街地と埋め立てにより形成された西川町、西崎(町)、潮崎町や糸満南土地区画整理地区を中心とした新市街地により構成されており、異なるまちの表情を見せています。これらの立地要因が異なる地区それぞれに対して、個性ある市街地の風景づくりを行っていく必要があります。
- ・ハーレー、大綱引きなどの祭事が行われるロータリー、漁港周辺においては、糸満市 の顔としての風景づくりが求められています。

【東部エリア】兼城地区(市街化区域を除く)、高嶺地区(市街化区域を除く)

- ・もともとは自然を利用した歴史性のある集落を形成していましたが、現在では新興住 宅地、幹線道路の沿道の開発が行われ市街化が進みつつあります。
- ・住宅系と農業系の土地利用の混在が風景の特徴の一つであり、これらの一体的な保全 を基本とした風景づくりが必要です。

【南部エリア】真壁地区、喜屋武地区、米須地区

- ・小丘陵を中心に土地利用が展開されています。主には丘陵の南東側に集落が形成する ことで冬季の強烈な季節風を避け、夏季の穏やかな涼風を受け入れるように発達して います。集落の全面に農地が広がり、豊かな農村地帯を形成しています。
- ・このような土地利用単位が小丘陵ごとに構成されています。丘陵に依存した生活様式 は薄れつつありますが、集落としての形態は基本的には保持されています。

3-2. 一般計画区域の設定

本計画においては、市域全体(4,663ha)に干潟・浅瀬までを含めた範囲を「一般計画 区域」として定めます。

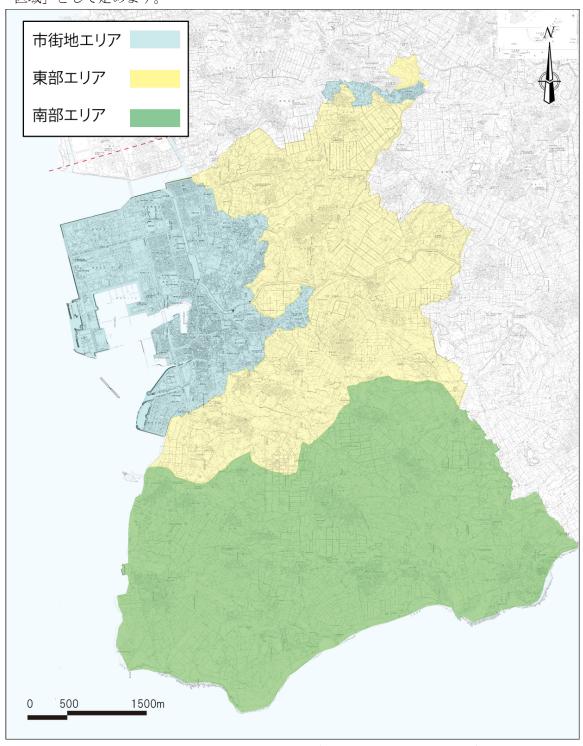


図:風景づくり計画の対象範囲【風景づくり計画区域図】

3-3. 景観形成重点地区の設定

景観形成重点地区(以下、「重点地区」とする)は、本市を代表する優れた風景を有し、その風景の保全を確実に行うことを必要とする地区、新しい糸満市の顔としての風景を形成していく地区、またその風景が将来における地域振興に寄与する可能性が高いと見込まれる地区を指定するもので、本市の風景づくりを牽引する役割を担います。

また、重点地区は、必要な事業・支援策などを導入する一方で、エリアごとの一般基準と異なり、よりきめ細かな重点地区基準を設定することから、対象地区に関わる市民、事業者などの風景づくりに対する意向が重要になります。重点地区は、景観計画策定時に対象となる候補地を選定し、対象地区に関わる市民、事業者などの意向を踏まえ、実現に向けて検討を進めます。

(1) 重点地区の指定理由

重点地区の指定にあたっては、市民アンケートの結果や地区部会での意見をもとに挙げられた候補の中から、糸満市への多くの来訪者にとっての玄関口となるということ、道路拡幅により大幅な景観の更新が予想されることから「ジョーグヮー地区」と「国道 331 号沿道地区」を、また本市を代表する優れた農村風景を有し、その風景の保全が重要であることから「米須集落」を指定することとします。

①糸満景観形成重点地区(ジョーグワー地区、国道 331 号沿道地区)

この地区は、山巓毛、白銀堂やロータリーといった特徴的な風景資源を有しており、かつ糸満地区を語る上で欠かすことのできない漁港とのつながりの中で発展してきたという歴史を有しています。しかし、当該地区が本来有していた海とのつながり、ジョーグヮー文化に代表される地域の営み、それらを支える風景は既に失われつつあり、さらには今回の道路拡幅により全く新しいまちへ変わろうとしています。

こうした状況の中で、空き家の増加や商業施設の減少といった問題の進行、バイパスの 開通に伴う交通量の減少などにより疲弊感が漂っています。そこで、今回の道路整備を一 つの契機と捉え、風景づくりの取り組みとあわせて面的なまちづくりを行う必要があるた め、重点地区に位置づけます。

2米須集落景観形成重点地区

この地区は、真壁、喜屋武地区とともに戦後の旧三和村を構成していた字の一つです。 地域の歴史は非常に古く、現在も綱引き等の伝統行事や地域コミュニティのつながりが比較的強く残っています。また、米須グスクからゆるやかな斜面地を経て海岸へ至る地形、森の緑と海の青、集落の建物が織りなすコントラストが本地区における風景の魅力となっています。しかし、集落内での石積みや屋敷林の消失、ごみの投棄によるイノー(礁池)の環境悪化など、これまで受け継いできたものの減少や、国道沿いの屋外広告物の増加、農村集落らしくない開発など、風景の変化も顕在化しています。

そこで、"米須村丸ごと生活博物館"など地域が主体的に実践している様々な活動の支援も視野に入れ、米須らしい風景の価値を確認し、守り育み、次世代へつないでいくため、 重点地区に位置づけます。

(2) 重点地区におけるまちづくり

重点地区においては、重点地区の景観形成基準に基づき適切な景観誘導を行いながら、 市民・事業者・行政の協働による風景づくりに取り組んでいきます。

今後は、当該地区の将来像に基づき公共空間の整備と一体となったまちづくりを推進するとともに、地域の風景づくりに対する意識向上にあわせた景観地区の指定を目指していきます。

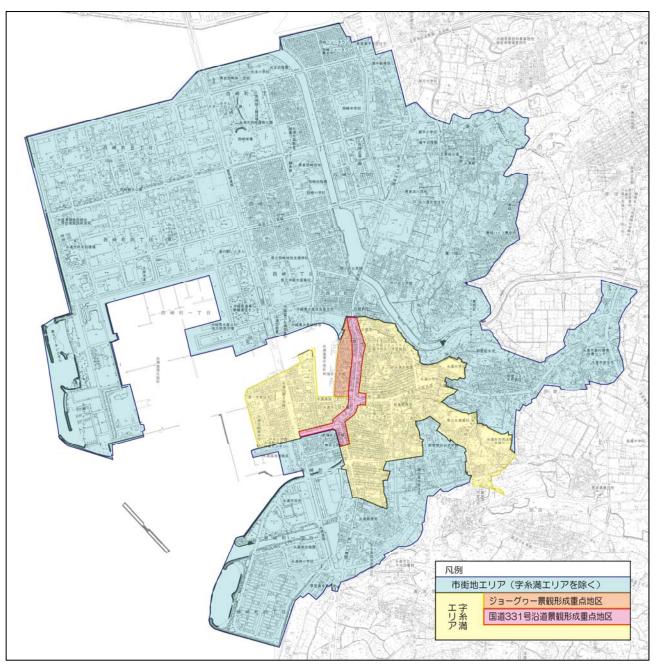


図:重点地区位置図(糸満景観形成重点地区)

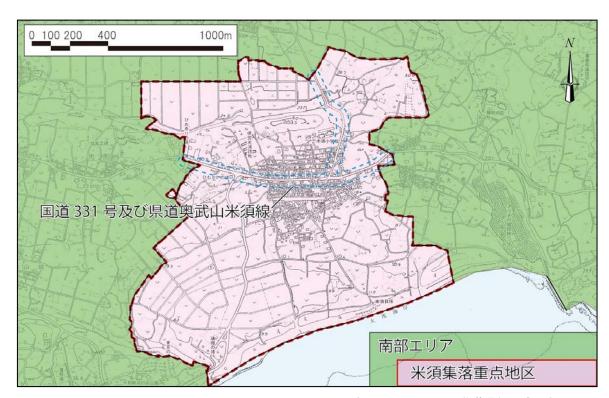


図:重点地区位置図(米須集落景観形成重点地区)

3-4. 景観形成重点地区候補地の設定

本市特有の風景や、歴史的価値のある史跡・建造物などを含む本市における数少ない風景を有する地区を風景づくりの上で重要な地区として、景観形成重点地区候補地(以下、「候補地」とする)と位置づけます。初期段階としては、風景の骨格において拠点と位置付けた5か所に加え、地域の風景づくりにおける取り組みが活発な報得川の河口部一帯の範囲などを候補地とします。

候補地では、地域の主体性に基づく風景づくりを進めていくとして合意が図られた後、 住民などとの協働により地区の風景づくり計画を検討し、その策定をもって重点地区に指 定することとします。

また、候補地に位置づけられていない地域であっても優れた風景資源を有し、これを核に風景づくりを進めるとして合意が図られた場合は、同様に地区の風景づくり計画を検討し、その策定をもって重点地区に指定することとします。

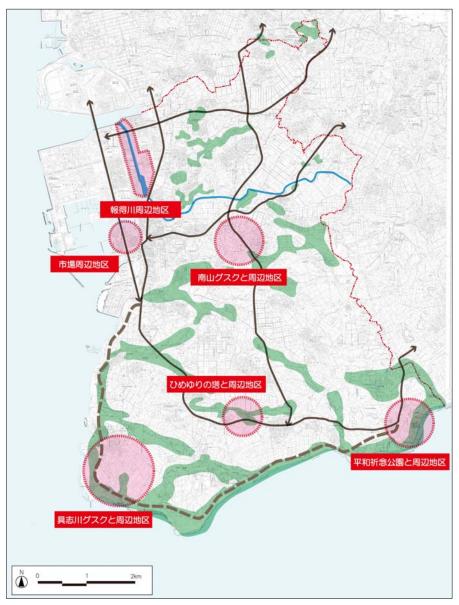


図:景観形成重点地区候補地位置図

第4章 良好な風景づくりに関する方針

4-1. 風景づくりの基本理念

本計画の基本理念は以下に示すとおりです。

糸満人の誇りとともに
 ひかり・みどり・いのり

をつなぐ風景づくり

旧暦を重んじ、ゆったりと流れる糸満の時間と風景は、自然の恵みを生み、糸満人を育て、豊かな環境を守ってきた先人たちからの贈り物であり、現代や未来の市民にとってかけがえのない財産です。この「風景づくり計画」にもとづいて、糸満市ならではの風景を着実に「気づき、まもり、つくり、そだて、いかす」ことにより、市民の誰もが住み続けたくなる、訪れる人にとっては何度でも訪れたくなるようなまちづくりを目指し、「糸満人の誇りとともに一ひかり(活性化)、みどり(環境)、いのり(平和・文化)をつなぐ風景づくり」を実現していきます。

【ひかりをつなぐ】果てしない希望を抱き活性化につなぐ風景づくり 【みどりをつなぐ】自然を守り健康で快適な環境の維持へつなぐ風景づくり 【いのりをつなぐ】平和を願い、伝統文化を重んじる人と人とがつなぐ風景づくり



4-2. 基本方針

本計画の基本方針は以下に示すとおりです。

方針1:風景に気づく 糸満市の風景の再認識

- ■風景は時間の流れやそこで生活する市民の方々の暮らし方、そこを訪れる人々の過ごし方といった様々な要因によって変化していくことを、風景づくりの前提として、市民、事業者、行政の共通認識とします。
- ●基本理念を実現していくためには、人々が風景に対する良さに「気づき」、風景づく りへの様々な取り組みに参画する素地を作っていくことが必要です。
- ●そのためには、糸満市の誇る風景の良さや問題点を市民の方々が普段の暮らしの中で気づく機会をつくり、風景に対する関心や意識を高めていきます。

方針2:風景を守る 糸満市の風景の保全

- ●先人たちが大切にしてきた水と緑豊かな自然、悠久の歴史と文化、平和への祈りの 聖地、農漁業から展開する産業、そして地域における生活環境など、糸満人が誇る 風景を支えている様々な要素を保全します。
- ●島尻地域特有の石灰岩台地や美しくかつ豊かな海などの自然の風景においては、そのものだけでなく周辺の環境を含めて一体として捉え、市街地や海へ、また周辺から斜面緑地への眺望や風景を守ります。
- ●旧暦文化の中で地域によって継承されてきた伝統行事や風習なども糸満市ならではの風景を構成する要素と捉え、地域ぐるみでそれらを支えていく価値観を共有できる仕組みを再構築し、地域の自然と歴史的環境を保全します。
- ●祈りの場である戦跡の風景は、糸満市のみならず国民が共有すべき貴重な風景として適切な保全を図っていきます。
- ●市民から親しみ愛された建造物や樹木は、風景づくりを考えていく上で重要な要素であり、今後保全・活用の方針を定めるとともに必要に応じて「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定を検討します。

方針3:風景をつくる 糸満らしい風景との調和

- ●住みたくなる、訪れたくなるまちを目指していくために、全市域を対象に守るべき 緩やかなルールを定め、糸満らしい風景を誘導します。
- ■風景に大きな影響を与える大規模な建築や工作物の設置、開発行為などについては、 既存の風景との調和を図っていくために守るべき景観形成基準を設け、きめ細かく 誘導します。
- ●受け継がれてきた自然環境を背景に、市内各地域に固有の暮らしの姿、生活の快適性を求める視点を生かし、地域になじみ親しみやすい風景デザインを導入します。

- ●海岸、河川、道路などについて、自然や歴史に配慮した整備を展開していくことで 公共の空間を演出・活用します。
- ●公共施設の整備については、糸満市の風景づくりにおけるリーディングプロジェクトとなるように取り組みます。

方針4:風景をそだてる 糸満市の風景づくり活動の育成

- ■風景づくりへの市民の理解を深め、風景を活用したまちづくりの推進拡大を目指し、地域の活性化に役立てていく意識と意欲を育てます。
- ○心豊かに風景を楽しむための市民感覚を取り入れた風景関連のイベントなど、地域の魅力を再発見する取り組みを進めます。
- ●市のホームページや広報誌などを活用し、情報発信を行うとともに風景づくりに 関するワークショップなどを積極的に開催し、意識の共有を図ります。
- ●学校教育や生涯学習と連携し、次世代への意識の継承に取り組みます。
- ●風景づくりに貢献する市民活動を促進する仕組みをつくります。
- ■風景づくりの担い手の育成に取り組みます。

方針5:風景をいかす 風景づくりによる地域振興・活性化への展開

- ●市民の風景まちづくりへの理解を深め、風景を活用したまちづくりの推進拡大を目指します。その中で、先導的役割を担う地区を指定し、積極的な推進を図っていきます。
- ●字糸満地区については、新しいにぎわいと伝統的に受け継がれてきた街なみとの調和を図りながら、本市の顔として風格とにぎわいのあるまちづくりを推進します。
- ■風景づくりを農漁業や商工業に関連したブランド価値を高める取り組みにつなぎ、 地域の産業発展とともに風景づくりの意味を強調していきます。
- ●また訪れたいまちとなるよう、来訪者を感動させる糸満市の風景を観光振興策と一体となった取り組みを具体的に展開していきます。

4-3. 類型ごとの景観形成方針

本市の風景は、市街地、集落、農地、緑地などの土地利用の状況からもその特性を類型化することができます。ここでは、風景づくりの区域を6つの土地利用特性で区分し、それぞれの風景づくりの方向性を示しました。

市民、事業者、行政が風景づくりに関わる取り組みを行う際には、4-5で示すエリア別の方針だけでなく、類型別方針に該当する風景づくりの方向性についても配慮することが求められます。

1斜面緑地

- ●斜面緑地のまとまった緑は、貴重な自然の風景として保全し育てていきます。
- ●斜面緑地の中に所在する戦跡や貝塚、グスク跡などの史跡を含めて、総合的な視点での風景の保全を図ります。

2海岸

- ●自然海岸や全面に広がるイノー(礁池)は、本市の貴重な財産として今ある風景の保全を図ります。
- ●生活環境から海へのつながりを意識し生活空間における環境配慮に努めることで、海の環境の保全を図ります。
- ●水際線におけるエコトーンの保全及び創出に努め、多くの生きものの生息環境に配慮 した風景づくりを行います。

③河川

- ●緑と水の美しい河川の風景を育て、市民の共有財産として保全を図ります。
- ●生活環境から河川へのつながりを意識し生活空間における環境配慮に努めることで、 河川の環境の保全を図ります。
- ■水際線におけるエコトーンの保全及び創出に努め、多くの生きものの生息環境に配慮 した風景づくりを行います。

4農地

- ●農地の適切な維持管理により、伝統的な農村風景の保全を図ります。
- ●農業施設などの建設に際しては、現状の農村風景との調和に配慮したものとします。

5 既存集落

- ●集落ごとの形成の歴史、固有の文化やなりわいなどに配慮し、建築物などの高さ・形態・敷地内緑化などに関する規制・誘導により、伝統的な集落の風景を保全します。 また必要に応じて、最低敷地面積の基準を検討します。
- ●地域住民から親しみ愛された建造物や樹木は風景づくりを考えていく上で重要な要素であり、今後保全・活用の方針を定めるとともに必要に応じて「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定を検討します。

6市街地

- ●建築物などの形態などに関する規制・誘導や、風景に調和する屋外広告物の大きさや 色の規制などにより、賑わいのある市街地の風景を創出します。
- ●敷地内緑化や街路樹の整備などを連携させ、潤いのある市街地の風景を創出します。

4-4. 骨格ごとの景観形成方針

本市の風景には、主要な眺望点やまとまった緑、史跡など、本市の風景を骨格づける 資源が存在します。ここでは、本市の風景を代表する拠点、広域に連なる資源(軸)と なるような資源を風景の骨格として位置づけ、それらの風景づくりの方向性について示 します。

市民、事業者、行政が骨格ごとの方針に位置づけられた風景資源に対して、影響を与えると想定される取り組みを実施する際は、既存の優れた風景との調和に配慮することが求められます。

(1)拠点ごとの景観形成方針

①糸満漁港と周辺

- ●護岸などの漁港施設の整備については、風景に配慮するとともに親水性の高いデザインとします。
- ●公設市場の整備と連携し、市民、事業者、行政などの協働による取り組みによって魅力 的な拠点形成を図っていきます。

②南山城跡と周辺

- ●南山城跡の適切な保全・管理などを行いつつ、魅力的な拠点形成を図っていきます。
- ●史跡地周辺の地域特性に応じた建築物などの高さ・形態・配置などの規制・誘導により、 史跡地としての良好な風景の保全を図っていきます。
- ●周辺環境と一体となった史跡地の風景の創出を図り、本市における観光の重要拠点として活用を図ります。

3具志川城跡と周辺

- ●具志川城跡の適切な保全・管理などを行いつつ、魅力的な拠点形成を図っていきます。
- ●公開活用に向けたガイダンス施設などの整備に際しては、建築物などの高さ・形態・配置などの規制・誘導により、史跡地としての良好な風景の保全を図っていきます。
- ●周辺環境と一体となった史跡地の風景の創出を図り、本市における観光の重要拠点として活用を図ります。

4ひめゆりの塔と周辺

- ●戦跡周辺の地域特性に応じた建築物などの高さ・形態・配置などの規制・誘導により、 良好な戦跡の風景の保全を図っていきます。
- ●戦跡周辺の地域特性に応じた屋外広告物の規制・誘導により、良好な戦跡の風景の保全を図っていきます。
- ●慰霊塔・碑などの現状把握に努め、適切な維持管理による保全施策の検討を行います。
- ●米須集落においては、集落形態の保存などこれまで地域が取り組んできた"村丸ごと生活博物館"の取り組みを発展継続させながら、沖縄まちなみミュージアムとしての認定に向けて風景づくりに取り組んでいきます。

⑤平和祈念公園と周辺

- ●戦跡周辺の地域特性に応じた建築物などの高さ・形態・配置などの規制・誘導により、 良好な戦跡の風景の保全を図っていきます。
- ●戦跡周辺の地域特性に応じた屋外広告物の規制・誘導により、良好な戦跡の風景の保全を図っていきます。
- ●慰霊塔・碑などの現状把握に努め、適切な維持管理による保全施策の検討を行います。

(2)軸ごとの景観形成方針

1道路軸

- ●主要な幹線道路沿道については、安全性の確保と同時に糸満市への来訪者を受け入れる ための顔となる沿道の風景づくりを行います。
- ●商業施設などについては、積極的な緑化により潤いのある沿道の風景づくりを行います。
- ■屋外広告物については、色彩や意匠の誘導により良好な沿道の風景づくりを行います。
- ●計画的な街路樹の選定や適切な維持管理によって、美しい沿道の風景づくりを行います。

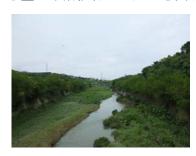






②河川軸

- ●報得川沿いについては、潤いのある風景を支えてきた水辺環境として適切な風景づくりを行います。
- ●豊かな動植物との共生を図りながら、エコトーンの保全及び創出を図ります。







③海岸軸

- ●天然記念物に指定されている喜屋武海岸や荒崎海岸、海岸線に沿って広がるイノー(礁池)、 名城ビーチの美しい砂浜など、変化に富む海岸線が織りなす美しい海岸の風景を保全します。また、隣接する自治体との連携により広域的な風景の保全に取り組みます。
- ●美しい海岸風景を演出するため、道路などの公共空間や建築物などを適正に誘導します。
- ●豊かな動植物との共生を図りながら、エコトーンの保全及び創出を図ります。







4斜面緑地軸

- ●糸満市の風景の骨格である与座岳や連続する斜面緑地が描く緑の稜線の保全を図ります。
- 豊かな動植物との共生を図りながら、生息域としての環境保全を図ります。

4-5. エリアの景観形成方針

糸満市の地域特性を活かした風景づくりを行っていくために、エリアごとの景観形成方 針を定めます。

市街地エリア(字糸満エリアを除く)

- ・土地の高度利用を図りながら、市内に点在する視点場から海への眺望、また斜面緑地への眺望に配慮した風景づくりを行います。
- ・国道 331 号沿線や西崎(町)地区などの中心市街地においては、商業地としての賑わい や明るさを大事にし、中心市街地の顔としての風景づくりを行います。
- ・工場地内やその周辺では、周辺地域との調和に配慮したデザインや色彩を採用し、落ち着いた色彩のフェンスや植栽などにより敷地境界部での風景づくりを推進します。
- ・市街地に残された緑や水辺といった自然環境の保全と創出を推進し、うるおいのある風景づくりを行います。
- ・潮崎地区や南浜地区、武富地区などの新しい住宅地においては、周辺の自然景観との調 和に配慮した風景づくりを行います。







字糸満エリア(重点地区を除く)

- ・市内に点在する視点場から海への眺望、また斜面緑地への眺望に配慮した風景づくりを 行います。
- ・敷地内の緑や点在する緑地の保全活用と道路修景の推進により、良好な住宅地の風景づくりを行います。
- ・マチグヮーを中心とした商業地区においては、今後の活性化事業と併せて商業地として のにぎわいを創出するための風景づくりを行います。
- ・スージグヮーが残る地区については、都市基盤整備や防災まちづくりと併せた風景づく りを行います。







東部エリア

- ・集落内に残されたヒンプンや石積み、カーなどの歴史資源をはじめとして、これらの伝 統的な集落形態と生活様式を保全していくための風景づくりを行います。
- ・集落と農地のつながりを活かし、これらを一体的に保全していくための風景づくりを行います。
- ・豊見城市に隣接する北部においては、市街化の進展に対して、周辺の自然環境や既存集 落との調和に配慮した風景づくりを行います。
- ・高台に位置する視点場からの海や農地、また斜面緑地の稜線への豊かな眺望を保全して いくための風景づくりを行います。
- ・主要な幹線道路については、安全性の確保と同時に糸満市への来訪者を受け入れるため の顔となる沿道の風景づくりを行います。







南部エリア(重点地区を除く)

- ・集落内に残されたヒンプンや石積み、カーなどの歴史資源をはじめとして、これらの伝統的な集落形態と生活様式を保全していくための風景づくりを行います。
- ・集落と農地のつながりを活かし、これらを一体的に保全していくための風景づくりを行います。
- ・高台に位置する視点場からの海や農地、また斜面緑地の稜線への豊かな眺望を保全して いくための風景づくりを行います。
- ・東シナ海と太平洋に面する特徴的な海岸線と、そこに広がる豊かな自然環境を保全して いくための風景づくりを行います。
- ・ひめゆりの塔や平和祈念公園周辺においては、屋外広告物の色彩や意匠の誘導により、 戦跡にふさわしい風景づくりを行います。







4-6. 重点地区の景観形成方針

(1) 糸満景観形成重点地区(ジョーグヮー景観形成重点地区、国道 331 号沿道景 観形成重点地区)

①糸満景観形成重点地区の風景づくりのテーマ

糸満景観形成重点地区では、糸満らしさを印象付け本市の風景づくりを先導していくために風景づくりのテーマを定めます(右図)。

糸満景観形成重点地区には、糸満らしさを象 徴する歴史・文化と、それを受け継いできた 人々の暮らしがありました。それらはすべて海 (港)を中心に培われまとまりのある一つの風 景となっていました。しかし、近年の漁業をと りまく環境の変化や、地域コミュニティまたは ライフスタイルの変容などにより、海とまちと の密接な関係性は徐々に薄れつつあります。そ の中で、かつてのにぎわいは影をひそめ、海と の一体的な風景が一部では失われてきました。



海(港)とともに歴史・文化があり 歴史・文化とともに生活があり 生活とともに観光・商業がある



歩いて実感できる「海とつながっているまち」の魅力

海とのつながりを取り戻し、賑わいをつくり 風格を増していくまちづくり

図:糸満景観形成重点地区の風景づくりのテーマ

そこで、これからの糸満景観形成重点地区の風景づくりでは海とのつながりを再び取り 戻し、人々の賑わいと糸満らしさを象徴する風格のあるまちを目指していきます。

②糸満景観形成重点地区の景観形成方針

糸満景観形成重点地区は、糸満らしさを印象付け本市の風景づくりを先導していくため に、糸満景観形成重点地区の景観形成方針を定めます。

市街地エリア:ジョーグヮー景観形成重点地区

- ・歴史や文化を色濃く残すジョーグヮーやカーを活かしながらも、伝統と生活の豊かさが 共に享受できるまちを創っていきます。
- ・山巓毛から見える漁港やハーレーの旗振りなど、海との関係性の上に築かれてきた風景を守っていくために、建築物の高さなどを適正に誘導します。
- ・ハーレーや大綱引きの背景にふさわしい街なみを創出するための風景づくりを行います。
- ・赤瓦の連なる字糸満の伝統的な街なみの創出を図ります。







市街地エリア:国道 331 号沿道景観形成重点地区

- ・糸満市の新しい顔として市全体の今後の風景を先導する沿道の風景づくりを行います。
- ・沿道に潤いを与えるための緑化を推進し、公共空間と民有地が一体となった風景づくり を行います。
- ・糸満市の玄関口として、県内で唯一残されたロータリーを中心とした顔づくりを行い、 人が行き交うにぎわいを創出するための風景づくりを行います。
- ・山巓毛から見える漁港やハーレーの旗振りなど、海との関係性の上に築かれてきた風景 を守っていくために、道路などの公共空間や建築物の高さなどを適正に誘導します。
- ・白銀堂をはじめとした歴史的な風景との調和を図ります。
- ・赤瓦の連なる字糸満の伝統的な街なみの創出を図ります。
- ・電線類の地中化により整然とした街なみの創出を図ります。







③糸満景観形成重点地区の将来イメージ

糸満景観形成重点地区の将来イメージを以下に示します。

■ジョーグヮー周辺



■国道 331 号沿道



■糸満景観形成重点地区およびその周辺



4 糸満景観形成重点地区の目指す風景

糸満景観形成重点地区の景観について、作家司馬遼太郎は著書の中で次のように記しています。

「糸満という、日本でもっとも個性的な漁港に来ながら、港や船よりも陸の家屋群に気を取られているようだった。例の赤レンガ色の瓦を太いシックイでとめた屋根が、小路をのぞくと、ずっとむこうまでならんでいる。その赤い琉球屋根が、沖縄本島のどの村や町のそれよりも、ここでは海の青さのせいか、ずっと美しくみえる。」(沖縄・先島への道「街道をゆく6」司馬遼太郎、1978年 より)

糸満景観形成重点地区においては、このように司馬遼太郎が沖縄の中で一番美しいと評したかつての赤瓦の屋根が並ぶ風景の再生を目指していきます。

写真:かつての糸満景観形成重点地区の様子 (左:1958年、右:1960年代、撮影:東風平朝正氏)





現在の糸満景観形成重点地区の様子



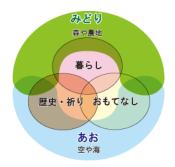


(2)米須集落景観形成重点地区

(1)米須集落景観形成重点地区の風景づくりのテーマ

米須集落景観形成重点地区の歴史は古く、現在も 伝統行事やコミュニティのつながりなどが比較的強 く残っています。また、海岸から米須グスクへとつ ながる地形、森の緑と海の青、集落の建物が織りな すコントラストが集落の風景の魅力となっています。 しかし、近年ではライフスタイルの変化や若い世代 におけるコミュニティ意識の希薄化により、風景の 変容や継承、緑の減少、歴史資源の消失などが心配 され始めています。

そこで、これからの米須集落の風景づくりでは、 その風景の価値をしっかりと確認し、守り育み、次 世代へ継承する取り組みを行うことで、米須らしい 風景の保全を目指していきます。



森の緑と海の青、集落のコントラストが 魅せる風景と地域の中でのつながり

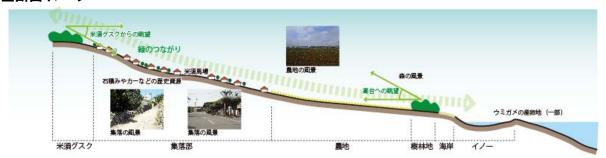


様々なつながりと風景を守っていく

"みどり"と"あお"に育まれた集落の魅力を 守り、つないでいく風景づくり

> 図:米須集落景観形成重点地区の 風景づくりのテーマ

■断面イメージ



②米須集落景観形成重点地区の景観形成方針

米須地区では、本市を代表する優れた景観を次世代へ継承するため、米須地区の景観形成方針を定めます。

南部エリア:米須集落景観形成重点地区

- ・米須グスクから海へとつながる緩やかな地形と緑のつながりが織りなす豊かな風景を守るとともに集落内の緑化を推進し、緑が映えるまちを創っていきます。
- ・米須馬場をはじめとして、地域に大切にされてきたコミュニティスペースを保全継承し、 必要に応じて修景を行い、米須を愛する地域の想いを次の世代へと継承していきます。
- ・人材育成や地域の自主活動の促進を通じて米須の風景づくりを推進します。
- ・集落と農地が形づくる良好な風景を保全していくために、建築物の高さや意匠などを適 正に誘導します。

- ・将来的に国道や県道沿いにおいて建設が予想される商業施設や屋外広告物等についても 対応を図っていきます。
- ・地区の共有財産である米須グスクや米須貝塚、アジ道、宿道、カーなどの歴史資源の保 全活用を図っていきます。
- ・集落内の風景の基盤となる樹木や石積み等については保全を図るとともに、新たに整備 する場合は既存の風景との調和を図っていきます。
- ・慰霊塔やガマなどの戦争の歴史を刻む遺産についても、その周辺環境を含めた風景の保全を図っていきます。
- ・樹林地や砂浜、イノー(礁池)などの自然環境を保全し、生き物を育む風景を守っていきます。
- ・ゴミなどの投棄を減らすために、来訪者の意識向上を図っていきます。







③米須集落景観形成重点地区の将来イメージ

米須集落景観形成重点地区の将来イメージを以下に示します。

■米須集落内



■国道 331 号及び県道奥武山米須線沿道



第5章 良好な風景づくりのための行為の制限に関する事項

5-1. 届出対象行為

糸満市の魅力ある風景を保全、そして形成していくために、市全域において風景に大きな影響を与える大規模な建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更を行う場合には事前に届出が必要となり、景観形成方針と行為の制限(景観形成基準)に合致したものとすることが求められます。

以下の表に該当する行為を行う場合は届出の対象となります。なお、建築物と工作物の 形態・意匠に関する行為は特定届出対象行為となり、景観形成方針及び景観形成基準に合 致しないものについては変更命令を受ける対象となります。

表:市全域における届出対象行為

	対象となる行為	対象規模
①建築物の建設など*1		高さが 10mを超える建築物、若しくは延べ面 積が 500 ㎡を超える建築物
	塔状工作物類·遊戯施設類 ^{*2}	高さ 10mを超えるもの(ただし電柱を除く)
②工作物の建設など※	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫など	高さ 10mを超えるもの、又は築造面積 500 ㎡ 以上
物の	垣、柵、塀類	高さ2mを超えるもの
建設	橋梁•歩道橋•高架道路類	延長 20mを超えるもの
など	墓園類	墓園類で、築造面積 300 ㎡以上のもの
1	太陽光発電設備など	パネル面積の合計が 50 ㎡を超えるもの
3開	発行為	面積 500 ㎡以上、又は切土又は盛土によって
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		生ずる法面若しくは擁壁の高さが2m以上の もの
⑤オ	で竹の植栽、伐採	植栽、伐採面積が 500 ㎡以上のもの
⑥屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 500 ㎡ 以上、又は堆積の高さ4mを超えるもの
⑦水面の埋立て		面積 100 ㎡以上のもの
⑧特定照明		届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩などの照明方法の変更

※1:新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※2:例)電波塔、物見塔、装飾塔類/煙突、排気塔類/高架水槽、冷却塔類/鉄筋コンクリート造の柱、金 属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナ類/観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウン ド類/アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント類/石油、ガス、液化石油ガス、 穀物、飼料などを貯蔵し、または処理する施設類/自動車車庫の用に供する立体的な収納施設類/汚水処理施 設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設類/彫像、記念碑類/汚水・ごみ処理施設類/風力発電施設

表:ジョーグヮー景観形成重点地区、国道 331 号沿道景観形成重点地区及び米須集落景観形成重点地 区における届出対象行為

	対象となる行為	対象規模
①建築物の建設など※1	建築物の新築、増築、改築又は移転の場合	建築確認が必要なもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様 替え又は色彩の変更の場合	見付面積が 10 ㎡以上のもの
	塔状工作物類·遊戯施設類 ^{*2}	高さ 10mを超えるもの(ただし電柱を除く)
② 工 作	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫など	高さ 10mを超えるもの、又は築造面積 500 ㎡ 以上
物 の	垣、柵、塀類	高さ2mを超えるもの
建設	橋梁・歩道橋・高架道路類	延長 20mを超えるもの
物の建設など※1	墓園類	墓園類で、築造面積 300 ㎡以上のもの
1	太陽光発電設備など	パネル面積の合計が 50 ㎡を超えるもの
3開		面積 500 ㎡以上、又は切土又は盛土によって
4 ±	地の開墾及びその他の土地の形状の変更	生ずる法面若しくは擁壁の高さが2m以上の もの
⑤木	竹の伐採	植栽、伐採面積が 500 ㎡以上のもの
⑥屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 500 ㎡ 以上、又は堆積の高さ4mを超えるもの
⑦水面の埋立て、干拓		面積 100 ㎡以上のもの
8特	定照明	届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩などの照明方法の変更

※1:新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※2:例)電波塔、物見塔、装飾塔類/煙突、排気塔類/高架水槽、冷却塔類/鉄筋コンクリート造の柱、金 属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナ類/観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウン ド類/アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント類/石油、ガス、液化石油ガス、 穀物、飼料などを貯蔵し、または処理する施設類/自動車車庫の用に供する立体的な収納施設類/汚水処理施 設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設類/彫像、記念碑類/汚水・ごみ処理施設類/風力発電施設

5-2. 届出対象外の行為

以下の表に該当する行為は、届出の対象とはなりません。

対象となる行為		対象規模	
		市全域	重点地区
①建築物の建設など※1	建築物の新築、増築、改築又は移転の場合	高さが 10m 以下のもの又は延 べ面積が 500 ㎡以下のもの	建築確認が必要でないもの
建設など※1	外観を変更すること となる修繕若しくは 模様替え又は色彩の 変更の場合		見付面積が 10 ㎡未満のもの
	塔状工作物類·遊戯施 設類 ^{*2}	高さが 10m 以下のもの	
②工作物の建設など※1	製造施設·貯蔵施設· 処理施設·自動車車庫 など	高さが 10m 以下のもの又は築造面積 500 ㎡未満のもの	
建	垣、柵、塀類	高さが2m以下のもの	
設など*	橋梁·歩道橋·高架道 路類	延長 20m 以下のもの	
î	墓園類	築造面積が 300 ㎡未満のもの	
	太陽光発電設備など	パネル面積の合計が 50 ㎡以下のもの	
③開発行為 ④土地の開墾及びその他の土地 の形状の変更		面積 500 ㎡未満、又は切土又は盛土によって生ずる法面若しくは 擁壁の高さが 2m 未満のもの	
⑤木竹の植栽、伐採		植栽、伐採面積が 500 ㎡未満のもの	
⑥屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 500 ㎡未満、又は堆積の高さ4m以下のもの	
⑦水面の埋立て、干拓		埋立て面積が 100 ㎡未満のもの	

※1:新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※2:例)電波塔、物見塔、装飾塔類/煙突、排気塔類/高架水槽、冷却塔類/鉄筋コンクリート造の柱、金 属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナ類/観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウン ド類/アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント類/石油、ガス、液化石油ガス、 穀物、飼料などを貯蔵し、または処理する施設類/自動車車庫の用に供する立体的な収納施設類/汚水処理施 設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設類/彫像、記念碑類/汚水・ごみ処理施設類/風力発電施設

その他、以下のような例についても届出の対象外とする場合があります。

- □通常の管理行為、軽易な行為その他の行為(法第16条第7項第1号)
- ・地下に設ける建築物の建築など又は工作物の建設など(令第8条第1号)
- ・仮設の工作物の建設など(令第8条第2号)
- ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為(令第8条第4号イ)
- 口非常災害のため必要な応急措置として行う行為(法第16条第7項第2号)
- □景観重要公共施設の整備として行う行為(法第16条第7項第4号)
- □沖縄県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置(令第 10 条第 4 号)
- ※()内の「法」は景観法を、「令」は景観法施行令を表します。

5-3. 景観形成基準

(1)エリアごとの景観形成基準

市街地エリア(字糸満エリアを除く)

		■高さについては	建築基準法の規定*1による。ただし、主要な眺望点からの眺望や海岸線
			面緑地の緑の稜線を見上げた時の眺望を阻害しないように配慮した建築
			高さ・配置となるように努める。
	配		る斜面緑地の近傍においては、その稜線を阻害しない高さ・配置となるよ
	置	うに努める。	
	高		は、低層階における歩行者の回遊性を創出するために、開放感、賑わいの
	ð	演出に努める。	
		■太陽光パネルを	設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園な
		どの公共の場所が	から目立たないよう配置などを工夫する。
	意	■背景となる豊か	な自然環境や歴史文化に配慮し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の
	匠・	風景に調和する	よう努める。
	素材	■大規模な壁面を	避け、周辺の風景に与える影響を軽減するよう配慮する。
1		■以辟の其調免け、	 マンセル表色系*2において、すべての色相で明度8以上、彩度2以下とする。
1 建築物			・については、壁面の垂直投影面積の 10%未満においてその限りではない。 た
物	色彩		いては壁面の垂直投影面積の5%未満とする。
I	彩		マンセルカラーパレットにおいて、R、YRで明度4以上7以下、彩度4
・工作物		以上8以下とす	る。なお、勾配屋根についてのみ適用するものとする。
1.3		■道路境界部では	、生垣や芝などによる緑化や琉球石灰岩の石積みなど、歴史文化や自然と
	敷地・外構	の調和に努める。	
		■ブロック塀やコ	ンクリート塀、金網など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合は、
		塗装などによる	多景に努める。
	緑ル	■隣地境界部に塀	や柵を設置する場合は、圧迫感を与えない高さとするように努める。
			び樹木の配置を考慮した植栽を行い、既存樹として樹姿や樹勢が優れた良
			場合は、修景に活かすようにする。
	化		て、緑地率で5%以上、もしくは緑被率で15%以上を確保するものとする。
			じおよび壁面緑化はその対象としない。 ^{※3}
	設備		機や給湯器などの設備機器類、またごみ集積場や倉庫などの付帯施設につ ごの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。 困難な場合
	備		と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。
		100 建未物不停	■ 擁壁については、周辺の風景と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫
			をすることとする。
②開発行為		為	■開発行為により生じた法面などについては、周辺の風景と調和した緑
			化などにより修景を行う。
@ _1	③土地の開墾及びその他の 土地の形状の変更		■開発後の土地の形状が、周囲の風景と不調和にならないようにする。
_			■造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更
		117 11. 17. 17. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12	することのないようにする。
4届	替外に	おける物件の堆積	■堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。
5 #	⑤特定照明		■地域の夜間の風景を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。

- ※1: 潮崎地区、南浜地区、武富地区においては地区計画の基準による。
- ※2:色相・明度・彩度に従い、赤・黄・緑・青・紫色及びその中間色の計 10 色を基準に組み立てたもの。
- ※3:緑地率は、植込地や植栽枡、芝生地などの面積の総和を敷地面積で除した割合。緑被率は、敷地全体の中で、樹木の完成形の投影面積と芝生などの面積の総和を敷地面積で除した割合。

字糸満エリア(重点地区を除く)

			-			
	配置・高さ	 ■山巓毛を眺望点とした場合の海や南山城跡への眺望を阻害しない高さ・配置となるように努める。その高さは屋上部に設ける建築設備を含めて、17m以下かつ5階以下とする。 ※ただし、公益上やむを得ない理由(津波避難ビル指定を前提とした計画など)又はその他市長が認める理由がある場合で、高さ制限を緩和しても風景づくり計画の方針に則り良好な風景の形成を図ることができると認められる場合は、高さ制限の緩和を受けることができる。 ■緑の骨格軸である斜面緑地の近傍においては、その稜線を阻害しない高さ・配置となるように努める。 ■太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。 				
	意匠・	■背景となる豊かな自然環境や歴史文化に配慮し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の 風景に調和するよう努める。				
	素材	■大規模な壁面を避け、周辺の風景に与える影響を軽減するよう配慮する。				
①建築物·工作物	色彩	 ■外壁の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、すべての色相で明度8以上、彩度2以下とする。 ■アクセントカラーについては、壁面の垂直投影面積の10%未満においてその限りではない。ただし一般住宅においては壁面の垂直投影面積の5%未満とする。 ■屋根の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、R、YRで明度4以上7以下、彩度4以上8以下とする。なお、勾配屋根についてのみ適用するものとする。 				
	敷地・外構	■道路境界部では、生垣や芝などによる緑化や琉球石灰岩の石積みなど、歴史文化や自の調和に努める。 ■ブロック塀やコンクリート塀、金網など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合 涂生などによる修製に努める				
	緑化	 ■敷地内はできるだけを緑化に努め、緑や花の潤いが感じられるよう心がける。 ■樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行い、既存樹として樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすようにする。 ■敷地面積に対して、緑地率で5%以上、もしくは緑被率で15%以上を確保するものとする。ただし、屋上緑化および壁面緑化はその対象としない。 				
	設備	■エアコンの室外機や給湯器などの設備機器類、またごみ集積場や倉庫などの付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。				
②開発行為		為	■擁壁については、周辺の風景と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。■開発行為により生じた法面などについては、周辺の風景と調和した緑化などにより修景を行う。			
③土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		開墾及びその他の土地の形状の変更	■開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないようにする。■造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。			
④屋外における物件の堆積		おける物件の堆積	■堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの 工夫をする。			
⑤特定照明		明	■地域の夜間の風景を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。			

東部エリア

南部エリア(重点地区を除く)

	配置・高さ	■海への眺望や、農地の広がりに配慮した建築物や建築設備の高さ・配置となるように努める。■緑の骨格軸である斜面緑地の近傍においては、その稜線を阻害しない高さ・配置となるように努める。■太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。				
	意匠・	■背景となる豊かな自然環境や歴史文 風景に調和するよう努める。	化に配慮し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の			
	素材	■大規模な壁面を避け、周辺の風景に与える影響を軽減するよう配慮する。				
①建築物・エ	色彩	 ■外壁の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、すべての色相で明度8以上、彩度2以下とする。 ■アクセントカラーについては、壁面の垂直投影面積の10%未満においてその限りではない。ただし一般住宅においては壁面の垂直投影面積の5%未満とする。 ■屋根の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、R、YRで明度4以上7以下、彩度4以上8以下とする。なお、勾配屋根についてのみ適用するものとする。 				
工作物	敷地	■道路境界部では、生垣や芝などによる緑化や琉球石灰岩の石積みなど、歴史文化や自然との調和に努める。				
	外構	■ブロック塀やコンクリート塀、金網など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合 塗装などによる修景に努める。				
		■隣地境界部に塀や柵を設置する場合は、圧迫感を与えない高さとするように努める。■敷地内はできるだけを緑化に努め、緑や花の潤いが感じられるよう心がける。				
	緑化	■樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行い、既存樹として樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすようにする。				
	16	■敷地面積に対して、緑地率で 10%以上、もしくは緑被率で 20%以上を確保するものとする。ただし、屋上緑化および壁面緑化はその対象としない。				
	設備	■エアコンの室外機や給湯器などの設備機器類、またごみ集積場や倉庫などの付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。 困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。				
②開発行為		為	■擁壁については、周辺の風景と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。■開発行為により生じた法面などについては、周辺の風景と調和した緑化などにより修景を行う。			
③土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		開墾及びその他の土地の形状の変更	■開発後の土地の形状が、周囲の風景と不調和にならないようにする。■造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。			
45	④屋外における物件の堆積		■ 堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの 工夫をする。			
⑤特定照明		明	■地域の夜間の風景を損なう、過度の明るさや色彩 の照明を避ける。			

(2) 重点地区の景観形成基準

ジョーグヮー景観形成重点地区

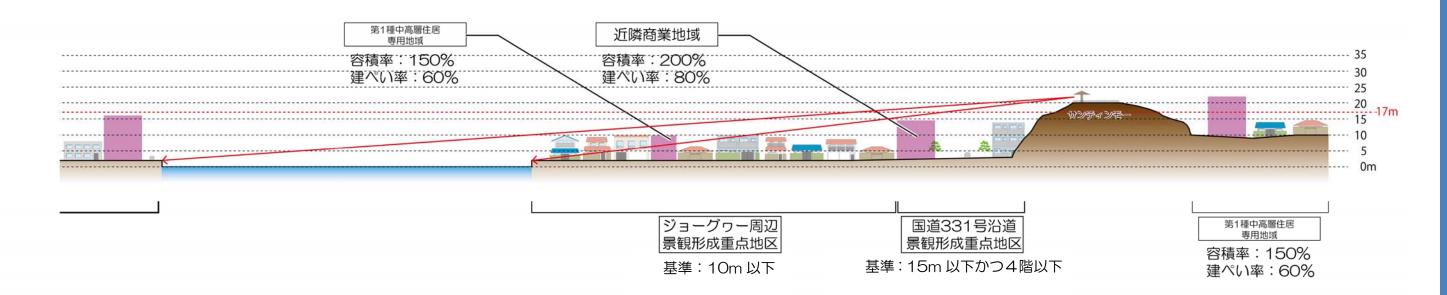
			い高さ・配置となるように努め、その高さは屋上部に				
	配	設ける建築設備を含めて、10m以下とする。					
	置		避難ビル指定を前提とした計画など)又はその他市長が認め				
	高	□ る理由がめる場合 C、同さ制限を機和し とができると認められる場合は、高さ制	ても風景づくり計画の方針に則り良好な風景の形成を図るこ 限の經和を受けることができる				
	1 2	■太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園な					
		どの公共の場所から目立たないよう					
	意匠						
	•	するなど、街なみに調和した風景を形成するように努める。					
	素材	■建築物の屋根の形状については、原則として赤瓦勾配屋根とし、寄棟を可能な限り採用する。					
		■外壁の基調色はマンセルカラーパレとする。	ットにおいて、5R~5Yで明度8以上、彩度2以下				
	色彩		垂直投影面積の 10%未満においてその限りではない。 た				
(1) 建	彩	だし一般住宅においては壁面の垂直投	影面積の5%未満とする。				
1建築物		■屋根の基調色はマンセルカラーパレ	ットにおいて、R、YRで明度4以上7以下、彩度4				
•		以上8以下とする。なお、勾配屋根					
工作		■道路に面する塀などの外構部などの 切り石張りとするように努める。)仕上げ材については、琉球石灰岩の相方積みもしくは 				
物	#4						
	敷地	間づくりに努める。					
	M	■ブロック塀やコンクリート塀、金網	など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合は、				
	外構	塗装などによる修景に努める。					
		■可能な限りヒンプンを設置する。					
		■玄関アプローチ部については、可能な限り琉球石灰岩切り石張りとする。					
		■隣地境界部に塀や柵を設置する場合は、圧迫感を与えない高さとするように努める。					
	4 =	■駐車場については周辺からの見え方に配慮し、道路境界付近への植栽、外周の生垣緑化に 努める。					
	緑化	■道路境界部に生じる小スペースについては、積極的に緑化を図る。					
		■敷地面積に対して、緑地率で5%以上、もしくは緑被率で15%以上を確保するものとする。					
		ただし、屋上緑化および壁面緑化はその対象としない。					
	設		と備機器類、またごみ集積場や倉庫などの付帯施設につ				
	備		えないような場所へ設置することとする。困難な場合 ,て目立たないような工夫をすることとする。				
		は、建業物本体と一体化し、同調と	「日立にないようなエスをすることとする。■ 擁壁については、周辺の風景と調和した形態意匠				
②開発行為		為	及び素材となるよう工夫をすることとする。				
			■開発後の土地の形状が、周囲の風景と不調和にな				
③土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		問報なびるの他の上地の形性の亦声	らないようにする。				
ூட	ルピリノ	用型及しての他の工地の形状の支更	■造成については必要最小限のものとし、現状の土				
			地形状を著しく変更することのないようにする。				
4厘	④屋外における物件の堆積		■堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの				
			工夫をする。 ■地域の夜間の風景を損なう、過度の明るさや色彩				
⑤特定照明		明	■地域の傾向の風景を損なり、適度の明るさや出彩ーの照明を避ける。				
			マンミプリ にたこと 〇0				

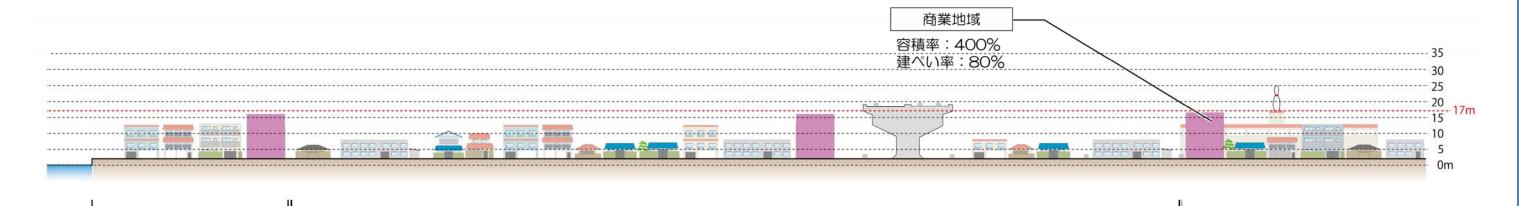
国道331号沿道景観形成重点地区

		■山巓毛からの眺望を阻害しない高さ 建築設備を含めて、15m以下かつ。	*・配置となるように努め、その高さは屋上部に設ける 4階以下とする		
	配置	※以上の高さ制限については、公益上やむを	E得ない理由(津波避難ビル指定を前提とした計画など)又はそ		
	高		5場合で、高さ制限を緩和しても風景づくりの方針に則り良好なしる場合は、高さ制限の緩和を受けることができる。		
	ð	風景の形成を図ることがくさると高められる場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園な			
		どの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。			
	意匠・	■山顚毛や白銀堂などの歴史環境や背 するなど、街なみに調和した風景を	背景となる漁港の風景に配慮し、外壁に自然素材を使用 形成するように努める。		
	素材	•			
	#	■外壁の基調色はマンセルカラーパし とする。	/ットにおいて、5R~5Yで明度8以上、彩度2以下		
① 建	色彩		垂直投影面積の 10%未満においてその限りではない。 た 影面積の5%未満とする		
建築物			D仕上げ材については、琉球石灰岩の相方積みもしくは		
•		切り石張りとするように努める。			
工作物	敷地	■柵などを設置する際は、可能な限り道路境界線から後退させ、解放された公共性のある空間づくりに努める。			
143	外構	■ブロック塀やコンクリート塀、金網・ 塗装などによる修景に努める。	など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合は、		
		■隣地境界部に塀や柵を設置する場合	は、圧迫感を与えない高さとするように努める。		
		■駐車場については周辺からの見えた 努める。	5に配慮し、道路境界付近への植栽、外周の生垣緑化に		
	緑化	■道路境界部に生じる小スペースについては、積極的に緑化を図る。			
		■敷地面積に対して、緑地率で5%以上、もしくは緑被率で15%以上を確保するものとする。 ただし、屋上緑化および壁面緑化はその対象としない。			
	₩.	■エアコンの室外機や給湯器などの設備機器類、またごみ集積場や倉庫などの付帯施設に			
	設備		いては、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合 は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。		
		は、産業物本体と 体化し、同調と	▼福壁については、周辺の風景と調和した形態意匠		
⊘ BE	2 24.	4	及び素材となるよう工夫をすることとする。		
②開発行為			■開発行為により生じた法面などについては、周辺		
			の風景と調和した緑化などにより修景を行う。		
	③土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		■開発後の土地の形状が、周囲の風景と不調和になりないようにする。		
3±			■造成については必要最小限のものとし、現状の土		
			地形状を著しく変更することのないようにする。		
4)屋	④屋外における物件の堆積		■堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの		
			工夫をする。		

米須集落景観形成重点地区

■高さは2階建て以下とし、建築設備を含めて12m以下とする。			
	置・	※ただし、風景づくり	計画の方針に則り良好な風景の形成を図ることができると認められる場合は、階
		数制限の緩和を受ける	
	高さ	■太陽光パネルを設	置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園な
	C	どの公共の場所から	ら目立たないよう配置などを工夫する。
	音	■屋根や外壁は農村	集落の風景に配慮したデザインとし、自然素材を使用するなど、米須ら
	意匠	しい緑や海のつな	がりに調和した風景を形成するように努める。
	素	■建物の壁面が大規模	になる場合は、戸建の大きさで建物を分散配置、または分節させる。
	材	■郷土の歴史・文化を	表現するシーサーなどを可能な限り設置する。
			の色彩(コーラルホワイト)を基調とし、マンセルカラーパレットにお
	色彩		で明度8以上、彩度2以下とする。
	彩		こついては、壁面の垂直投影面積の5%未満においてその限りではない。た
1			をはじめとした主張の強い色を避け、周辺の景観と調和させる。
建			積は 300 ㎡とする。ただし、遺産分割等によりやむを得ない場合にお
建築物		いてその限りでは	
1 23			石積みについては保存を図ると同時に、状況によっては移築等の手法を
工作		<u>検討する。</u>	
作物			どの外構部などの仕上げ材については、可能な限り石積み・石張り塀、
物	敷地		る。石積み・石張り塀の場合は、高さは 1.2m以下とする。
	10		な出入口部が面する道路より 2m以上後退させる。 ただし、 車庫に関し
	处	てはその限りでは	ない。
	構	■玄関アプローチ部	については、前面道路とのつながりに配慮したデザインとする。
		■ブロック塀やコン	クリート塀、金網など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合は、
		塗装などによる修	景に努める。
		■隣地境界部に塀や	柵を設置する場合は、圧迫感を与えない高さとするように努める。
		■敷地面積 100 ml	こ対して最低 1 本の高木を可能な限り道路側に植栽するものとする。
		■道路境界部に生じ	
	4=	■敷地面積に対して、	緑地率で 10%以上、もしくは緑被率で 20%以上を確保するものとする。
	緑化	ただし、屋上緑化	および壁面緑化はその対象としない。
	10	■国道 331 号および	『県道7号線沿線については緑地率で 10%以上、もしくは緑被率で 20%
		以上を確保し、さら	らに国道 331 号および県道7号線に面する部分の間口緑視率は、10%以
		上とする。	
	-7-	■エアコンの室外機	や給湯器などの設備機器類、またごみ集積場や倉庫などの付帯施設につ
設備 いては、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。 医は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。		か公共空間から見えないような場所へ設置することとする。 困難な場合	
		は、建築物本体と	一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。
②開発行為		4	■擁壁については、周辺の風景と調和した形態意匠及び素材となるよ
		柯	う工夫をすることとする。
③土地の開墾及びその他の 土地の形状の変更		明和ななるの仏の	■開発後の土地の形状が、周囲の風景と不調和にならないようにする。
			■造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変
		151人以支史	更することのないようにする。
④屋外における物件の堆積		おける物件の堆積	■堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。
		■地域の夜間の風景を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。	





準工業地域 容積率: 200% 建ぺい率:60%

第一種住居地域 容積率:200% 建ペい率:60%

容積率:200% 建ぺい率:60%

準工業地域



山巓毛 (サンティンモー) から海への眺望

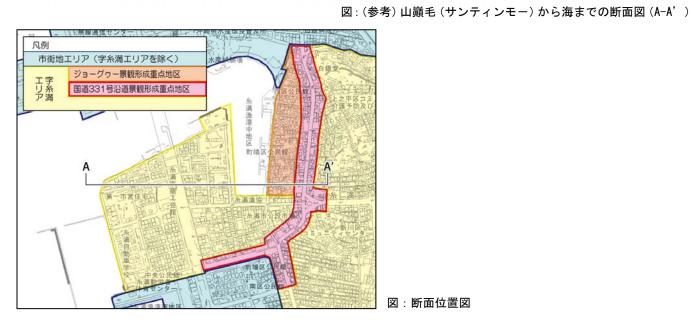


図:断面位置図

第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

6-1. 景観重要建造物の指定に関する事項

(1)基本的な考え方

糸満市内には数多くのグスクや拝所などの共有の歴史資源に加え、集落内の石積みやヒンプン、 また現在も大切に使われているカーなど、自然や歴史、営みによって特性を表す建築物や工作物 が多数存在し、それらの多くは地域の良好な風景の重要な核となっています。

そこで、これらの貴重な歴史資源を後世に引き継いでいくために、地域住民が風景の中で重要な価値を有するという共通認識を持っている建造物を景観重要建造物として指定し、地域や所有者と協働して積極的な保全を行います。

(2)景観重要建造物とは

建造物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではなく、地域の風景の特性を踏まえた上で、所有者の意見を尊重し景観上重要な建築物、工作物を市長が指定します。

景観重要建造物に指定されると、増築や改築、移転や除却、外観を変更することとなる 修繕、模様替え、色彩の変更の際は市長の許可が必要となります。

また、建築規制の緩和や相続税の優遇措置など、建築基準法上の特例や税制による支援を受けることもできます。

(3) 指定の方針

下記の①~③の全てに該当するものを景観重要建造物として指定します。

- ①地域の自然や歴史、文化などからみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、風景づくり計画区域内の良好な風景づくりの核となっているもののうち下記のいずれかに該当する建造物
 - ・地域の自然や歴史、文化の特性を表している建造物
 - 地域のシンボルとなっている建造物
 - すぐれたデザインや高度な技術が使われている建造物
 - 地域の伝統的な様式を継承している建造物
 - ・観光名所となっている建造物
 - ・市民に親しまれ、愛されている建造物
- ②道路などの公共空間から、誰もが容易に見ることができる建造物
- ③所有者または管理者が維持管理を行うことができる建造物
- ※国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定また は仮指定されているものについては対象とならない。

6-2. 景観重要樹木の指定に関する事項

(1)基本的な考え方

糸満市内には、戦火を免れて石灰岩堤上に残る斜面緑地をはじめ、報得川の両岸や摩文 仁から喜屋武岬一体にかけての海食崖一体に大きな面積の自然緑地が残されています。 また、集落の中には樹齢数百年の大木や伝統的な住居形態を支え続ける屋敷林などの歴史を有する樹木が残されており、これらの樹木は、時代背景や地域の歴史、暮らしを物語る風景を形成しています。

そこで、地域住民が風景の中で重要な価値を有するという共通認識を持っている樹木を 景観重要樹木として指定し、地域や所有者と協働して積極的な保全を行います。

(2)景観重要樹木とは

地域の風景の中で重要な樹木を所有者の意見を尊重し市長が指定します。

景観重要樹木に指定されると樹木の伐採、移植は市長の許可が必要となります。また、 市長は管理の基準を定め、その基準に沿って許可や命令、勧告を行うことができます。

(3) 指定の方針

下記の①~③の全てに該当するものを景観重要樹木として指定します。

- ①地域の自然や歴史、文化などからみて、樹容(樹のすがた)が景観上の特徴を有し、風景づくり計画区域内の良好な風景づくりにおいて重要なもののうち下記のいずれかに該当する樹木または樹木群
 - 地域の自然や歴史、文化の特性を表しているもの
 - 地域のシンボルとなっているもの
 - 樹齢、樹容などからみて景観上優れているもの
 - ・市民に親しまれ、愛されているもの
- ②道路などの公共空間から、誰もが容易に見ることができる樹木または樹木群
- ③所有者または管理者が維持管理を行うことができる樹木または樹木群
- ※特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定または仮指定されているものは対象とならない。

(4)景観重要樹木の指定

シマクサラーのデイゴ

シマクサラーのデイゴは推定樹齢 130 年以上と言われ、 米須集落では1番の老木です。戦後焼け野原となった米 須集落では、大木の下で青空教室が開かれたこともあり ます。旧暦の12月8日シマクサラシ行事の際、枝に牛の 骨を吊るし、厄除けの願いを行っていました。住民にと っては貴重なシンボルツリーのような存在です。



近年では害虫による枯れや朽ちが著しく、また周辺に瓦礫や粗大ゴミ、枯葉が散乱している等の景観上の課題を抱えていましたが、平成25年度に沖縄県風景づくり人材事業の一環で地域住民による害虫駆除作業、周辺美化活動が行われ、再び地域のシンボルにふさわしい姿を取り戻しています。

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

7-1. 基本的な考え方

道路、河川などの公共施設は、市民、来訪者を問わず多くの人が利用する空間であるとともに地域の風景に対して大きな影響を与えます。これらのうち、特に良好な風景づくりのために重要な公共施設を景観重要公共施設に指定します。これらの公共施設の質を向上・改善することによって積極的な風景づくりを先導します。

7-2. 景観重要公共施設とは

景観重要公共施設の対象は以下の通りです。

- ①道路法による道路
- ②河川法による河川
- ③都市公園法による都市公園
- ④海岸保全区域など(海岸法第2条第3項に規定する海岸保全区域など)に係る海岸
- ⑤港湾法による港湾
- ⑥漁港漁場整備法による漁港
- ⑦自然公園法による公園事業に係る施設
- ⑧津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設
- ⑨その他政令で定める公共施設

これらのうち良好な風景づくりのために必要なものを指定することができます。

また、公共施設管理者は景観行政団体に対し、風景づくり計画に「整備に関する事項」や「占用などの許可の基準」を定めることを要請することができるとともに、追加又は変更を要請することができます。

7-3. 指定の方針

下記の①~④に該当するものを景観重要公共施設として指定します。

- ①広域景観の骨格となっている公共施設
- ②糸満市の玄関口となる公共施設
- ③糸満市の特徴を表している公共施設
- ④糸満市にふさわしい魅力ある風景づくりが必要な公共施設

7-4. 景観重要公共施設の指定

(1) 糸満景観形成重点地区およびその周辺

糸満景観形成重点地区(ジョーグヮー景観形成重点地区、国道 331 号沿道景観形成重点地区)及びその西側の糸満中地区漁港に接するエリアについては、まちなみミュージアムとしての良好な風景づくりが必要であることから、良好な風景づくりに大きな影響を与える以下の公共施設を景観重要公共施設に指定します。

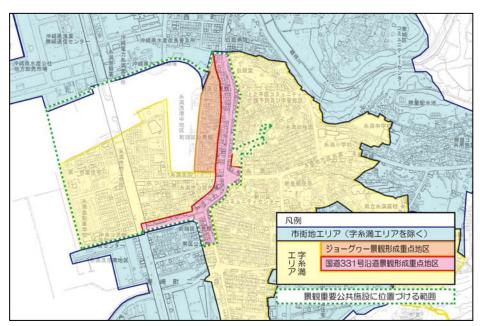


図:景観重要公共施設に位置づける範囲

1)道路

①国道 331号

国道 331 号は、本市の代表的な幹線道路として道路網の骨格を形成するとともに、多くの 来訪者を本市へと導く、いわば顔としての役割を担っています。

また、県内唯一のロータリーを有し、沿道には山巓毛や白銀堂等の歴史資源があり、糸満地区だけではなく糸満市にとって非常に重要な風景を構成する公共施設であるといえます。

一方で、現在進められている当該道路の拡幅事業は今後数年で新しい街なみに更新されることから、糸満地区として相応しい風景の創出を図っていくために、景観重要公共施設に指定します。

②主要地方道糸満与那原線

主要地方道糸満与那原線は、本市を東西に走る幹線道路として道路網の骨格を形成しています。同じく景観重要公共施設に指定する国道 331 号とは、ロータリーを介して接続し、糸満地区への重要な導入路線としての風景づくりが求められることから、東からの本市への玄関口として相応しい風景の創出を図っていくために、景観重要公共施設に指定します。

③市道C3号線(センター通り)

市道C3号線(センター通り)は、ロータリーから西に向かって伸びる路線であり、沿道には糸満市公設市場や糸満漁業協同組合の建物が建ち並んでいます。

今後、公設市場の再整備検討が進む中で、中地区漁港を中心とした字糸満地区の活性化にとって非常に重要な路線であり、一体的な風景づくりが求められることから景観重要公共施設に指定します。

④市道西 6 号線(イービンメー)、市道西 1 号線(マーチンジョー)

国道 331 号と漁港とを結ぶ 9 本のジョーグヮーは、今も地域住民の生活道路として利用 されながら、糸満地区が受け継いできた海とのつながりを現在に伝える重要な歴史・文化 資源としても位置づけられます。

重点地区における風景づくりを推進していく上で、公共空間である道路においても民有地と一体となった風景づくりを推進していくことが求められることから、9本のジョーグヮーの中で4m以上の幅員を有し、現時点で整備の可能性が高い当該2路線を景観重要公共施設に指定します。

- ●歩行者の安全性の確保と快適性の創出に努めつつ、海へのつながりを意識させる形態・意匠、色彩とすることとします。
- ●連続性のある区間では、同一の規格・仕様となるように努めます。
- ●埋設物の工事後の埋戻し工事は、修景上、違和感が生じないよう配慮します。
- ●緑豊かで潤いある風景づくりを進めるため、街路樹や植栽帯の整備を進め、その適正 な維持・管理を図ります。
- ●工作物の素材は、長期間にわたる風景への影響を配慮し、経年変化や適切なメンテナンスへの対応を考慮したものとします。
- ●沿道の特性に応じ、質の高い景観を形成する必要がある場合には電線類の地中化を 進めます。

2)公園

①山巓毛公園

山巓毛公園は、字糸満地区のシンボルの一つである山巓毛と一体的に整備された都市公園であり、高台から漁港への眺めは中地区漁港を中心とした海へのつながりを感じさせる特徴的な風景を呈しています。

また、本公園から白銀堂までの緑地帯は本市市街地の内環となっており、市街地における貴重な緑地として位置づけられます。

そこで、重点地区と一体となった風景づくりの推進と市街地における緑地保全の観点からの整備が望まれることから、山巓毛公園を景観重要公共施設に指定します。

2町端公園、高干瀬緑地

その他の都市公園については、市街地における貴重な緑空間としての機能や市民の日常的な利用への対応等、風景づくりの一翼を担う上での重要性から景観重要公共施設に指定します。

【整備に関する方針】

- ●多くの人々が集う憩いの場として多様な交流活動の空間となる整備を行います。
- ●利用形態や素材・樹木の経年変化等を考慮し、快適で美しいものとして整備されるよう配慮するとともに、周辺の景観や公共施設との調和を図ります。

3)漁港

①糸満漁港

糸満漁港は、糸満ハーレーを開催するメイン会場であり、ハーレーの開催を知らせる鉦を打ち鳴す場所である山巓毛とのつながりや、旧正月にはためく漁船の大漁旗は、地域住民に親しまれ大切にしてきた風景となっています。

また、新マリノベーション拠点交流促進総合整備の中では、「港と海に親しむ親水型のまちづくりゾーン」に位置づけられており、海人のマチ糸満の表情を豊かに表現していく風景づくりが求められることから、景観重要公共施設に指定します。

- ●まちと海とのつながりを強化するために、人々の誘導を促進する整備を推進します。
- ●漁港の付帯施設としての建築物や工作物については、山巓毛と海との相互の眺望を阻害しないよう配慮します。
- ●臨港道路については、漁港外の道路との連続性に配慮した規格・仕様となるように努めます。
- ●緑豊かで潤いある風景づくりを進めるため、緑化を推進し、その適正な維持・管理を図ります。

(2)米須集落景観形成重点地区

米須集落景観形成重点地区では、市道米須中線(米須馬場)と国道 331 号、県道奥武山 米須線を景観重要公共施設に指定します。



図:景観重要公共施設の位置図

1)道路

①市道米須中線(米須馬場)

市道米須中線(米須馬場)は、かつて毎年収穫された農作物を農民が持ち寄り、出来栄えを披露する場として利用されていました。また地域の様々な催しものを行う場所として利用され、現在も米須大綱引きの会場として利用されています。このように米須馬場は集落における歴史的な名所であるとともに、今も昔も地域の交流拠点として地域住民から認識されています。しかし、昭和62年に路面がアスファルト舗装に整備され、車交通に対応した「道路」としての位置づけが強くなり、現在では歴史的な趣が感じられにくい場所となっています。

以上から、地区の歴史を物語る上で非常に重要な場所であり、地域の交流拠点としての機能を有することから、今後はよりその空間に相応しい整備を進めていくために、市道米須中線(米須馬場)を景観重要公共施設に指定します。

- ●地域の拠点としての交流機能を重視し、米須コミュニティセンターやポケットパークなどの交流機能を有する施設と一体的な空間整備を行うことで広場としての機能を 創出します。
- ●歩行者をはじめ、車いす利用者や高齢者などの交通弱者にとって安全・安心に移動できる空間整備を行います。
- ●道路の舗装材やストリートファニチャについては、馬場のもつ歴史性に配慮した素材、 形状、色彩のものとします。
- ●地域の拠点として、地区の魅力を紹介・案内する機能をもたせた整備を行います。

- ●農村集落の拠点として緑が感じられる空間づくりを進めていくため、街路樹や植栽帯などの緑化を推進し、その適正な維持・管理を図ります。
- ●のびやかで開放的な空間を形成していくために電柱・電線類の地中化や軒裏配線などに努めます。
- ●馬場は幅員が広く車がスピードを出しやすい上に、進入してくる車との交差点部が随所にあり、事故等の発生が懸念されるため、安全性を高める整備に努めます。

②国道 331 号及び県道奥武山米須線

国道 331 号及び県道奥武山米須線は、米須集落地区への重要な進入路線であり、多くの地区住民や来訪者を地区へと導く役割を担っています。また、東に位置する平和祈念公園や、西のひめゆりの塔などの県内を代表する観光地を結ぶアクセス道としての機能も有しており、米須集落地区だけでなく市、県にとっても非常に重要な公共施設となっています。特に県道奥武山米須線については道路拡幅の事業が進められており、風景づくりの中での対応が求められています。

多くの人に利用され、地区の第一印象を感じさせる重要な道路として、米須集落地区の風景づくりに相応しい空間の創出を図っていくため、国道 331 号及び県道奥武山米須線を景観重要公共施設に指定します。

- ●歩行者の安全性の確保と快適性の創出に努めつつ、みどり(森、農地)とあお(海、空) のつながりを意識させる形態・意匠、色彩とすることとします。
- ●斜面緑地から海岸部へと緩やかに延びる緑の連続性を保つため、街路樹や植栽帯の整備を進め、その適正な維持・管理を図ります。
- ●高台から海への眺望を阻害したり、のびやかで開放的な空間を損ねたりしないように 電柱・電線類の配置を検討し、地下埋設や軒裏配線などに取り組んでいきます。
- ●米須交差点は米須集落地区のエントランスとして位置づけ、地区の「顔」となる整備 を進めていきます。
- ●地区の主要幹線道路としての連続性に配慮し、路線ごとに同一の規格・仕様となるように努めます。
- ●埋設物の工事後の埋戻し工事は、修景上、違和感が生じないよう配慮します。
- ●工作物の素材は農村風景や地区の歴史性に配慮したものを採用することに努め、また 長期間にわたる風景への影響を配慮し、経年変化や適切なメンテナンスへの対応を考 慮したものとします。
- ●沿道の特性に応じ、質の高い景観を形成する必要がある場合には電線類の地中化を進めます。

7-5. 指定候補

1)景観重要道路

指定候補:国道331号パイパス、県道平和の道線(仮称)(真栄里~山城)

国道 331 号バイパスは、那覇市方面から糸満市へ訪れる来訪者の玄関口となることから、また、県道平和の道線(仮称)(真栄里~山城)については糸満市南部への新しい幹線道路として今後整備されることから、良好な風景づくりを行っていく道路としての位置づけを検討します。

2)景観重要河川

指定候補:報得川

報得川は風景を支える骨格の一つであり、また、様々な生物の棲息地としての豊かな自然環境は市民にとっての貴重な共有財産です。

今後、河川整備に際して風景への配慮やエコトーンの再生などに配慮した計画・設計が 必要であることから、良好な風景づくりを行っていく河川としての位置づけを検討します。

第8章 屋外広告物の表示などに関する事項

8-1. 基本的な考え方

屋外広告物法第2条第1項において規制の対象となる「屋外広告物」とは、"常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板や立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板など、建物その他の工作物などに掲出され、または表示されたものなど"をいい、営利的なもの、非営利的なものどちらも該当します。

屋外広告物は、壁面広告や野立て広告物などの典型的な広告だけでなく、はり紙やのぼり、ネオンサイン、アドバルーン、建物などに投影される画像までも含んだ幅広いものであり、今後、時代の進展とともに表示や掲出の形態も一層多様化することが予想されます。 良好な風景づくりのために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置については、周辺環境との調和はもとより安全性を確保するという視点も重要となります。

特に、野立て広告の掲出は、ドライバーの注意を削ぎ交通事故の要因になることから、交差点部における屋外広告物の掲出について配慮が必要です。

また、観光客の目にふれることの多い摩文仁地区や主要幹線道路沿い、さらには糸満市 の顔となる字糸満地区(景観形成地区)においては、地域の風景の特性に配慮した色彩と し規模や数量などに対しても配慮します。

8-2. 屋外広告物に関する景観誘導指針

前述の基本的な考え方に基づき、屋外広告物の表示または設置に関する景観誘導指針を 次のとおり定めます。

なお、現在糸満市においては沖縄県が制定する「沖縄県屋外広告物条例」に基づく規制を行っていますが、今後、前述の基本的な考え方を具体化していくために市民や事業者の意識向上を図りながら、県条例の中での禁止区域の設定や独自の屋外広告物条例の制定など状況に応じて段階的に取り組みを行っていきます。

■糸満市の屋外広告物に対する景観誘導指針 広告物の規模

- ・屋外広告物のデザインは、地域特性や周辺の風景との調和を図るとともに広告物の 面積、高さ、数量は必要最小限とする。
- ・複数の広告物を無秩序に設置することを避け、できる限り集約化する。
- ・主要な交差点などに案内表示や屋外広告物を掲出する場合は、できるだけ共同化・ 集合化を図る。
- ・のぼり旗などの簡易広告物については過度な数量の掲出を避け、また周辺環境や建築物と調和したものとする。

周囲との調和

- ・街なみの風景を引き立たせる質の高いデザインとするよう努める。
- ・建築物、工作物に付属させるタイプの広告物については、周辺環境や当該建築物、 工作物との調和を図り、壁面の大部分を広告物が占めることがないように配慮する。
- ・スカイラインを乱す屋上広告物は、表示又は設置しないよう努める。
- ・野立て看板が田園地帯や山間部の自然の風景を阻害しないように配慮する。

色彩や光の使い方

- ・屋外広告物の色彩の基調色については、周辺環境や建築物と類似、融和するものとする。
- ・動光、点滅照明、そのほかこれらに類似するものは設置しないよう努める。
- ・反射効果のあるもの、電光表示装置などを用いて映像を映し出すものは、表示又は 設置しないよう努める。

設置の制限

- ・景観重要公共施設への指定を検討する国道 331 号をはじめとした市内の主要幹線道路については、眺望に配慮する道路として位置づける。
- ・南山城跡跡や具志川城跡などの文化財を有するエリアにおいては、史跡地の風景と の調和の観点から屋外広告物の掲出の制限を行う。

第9章 実現に向けて~風景まちづくりの推進~

9-1. 協働で進める風景づくり

糸満市の風景づくりを推進するにあたっては、公共空間だけでなく、市民や事業者など が所有する空間も風景を構成する要素として捉えることが大切です。

そのため、市の推進体制を確立させるとともに、市民、事業者の風景に対する配慮を促すための広報、周知を展開する必要があります。

さらに、「市民」、「事業者」、「行政」は、それぞれの自主的な取り組みはもとより連携・協働により風景づくりに取り組むことが重要となります。

(1)市民の役割

- ・自らが風景づくりの主体であることを認識し、風景づくりへの関心・理解を深め、 自主的・積極的に風景づくりに努めます。
- ・市などが実施する風景づくりに関する施策に、積極的に参加・協力します。

(2) 事業者の役割

- ・事業者が管理する建築物などや事業活動が風景に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動の実施にあたっては専門的知識や経験などを生かし、積極的に風景づくりに貢献するよう努めます。
- ・市などが実施する風景づくりに関する施策に、積極的に参加・協力します。

(3)行政の役割

- ・風景づくりに関する総合的な施策を策定しこれを実施します。策定、実施にあたっては、市民、事業者の意見が十分に反映されるよう努めます。
- ・公共施設などの整備を行う際は風景づくりに先導的な役割を果たすよう努めます。
- ・風景づくりに関する市民、事業者への意識の啓発及び知識の普及を図るよう努めます。
- ・風景づくりに関する取り組みへの支援や情報提供を積極的に行います。

(4)団体(風景づくり協議会、景観協議会、NPO法人など)の役割

- ・地域が主体となり風景づくりに取り組む風景づくり協議会や法第 15 条第1項に規定する景観協議会などは、それぞれの活動の中で積極的な風景づくりを実施します。
- ・行政が実施する風景づくりに関する施策に、参加・協力し、行政や事業者に対して 提案をします。
- ・まちづくりに関わるNPO団体などは、それぞれが持つ知識や経験を活かし、コーディネーターなどの立場から市民、事業者、行政が行う風景づくりの取り組みを支援します。

9-2. 市民意識の醸成に向けて

(1)表彰制度の実施

市民の風景づくりやまちづくりに対する意識向上を図るために、良好な風景づくりに寄与する建築物や緑(緑化)、その他風景に関連するまちづくりの取り組みなどを表彰する制度を創設します。

(2)広報、啓発に向けた取り組み

市民、事業者などの風景に対する理解を深めるため、市広報・パンフレットなどにより 周知するとともに、計画策定において立ち上げた市民会議を継続発展させた風景づくり研修会などの開催やホームページでの事例紹介を行います。

また、子どもの時から風景に対する意識や感性を育むことができるよう、小・中学生への風景学習の実施、定期的なニュースの発行などによる情報提供などに取り組みます。

(3)助成金など支援制度の創設

自治会、市民、NPO、事業者などによる風景づくりに関する主体的な活動を支援するため、助成金などの支援制度の創設を検討します。

(4) 市民提案制度の創設

地域自治会やまちづくりNPO法人などが、景観法に基づき、市に対して景観計画の変更を提案することができます。具体的には以下の事項について、提案制度の対象とすることを想定しています。

・景観重要建造物の推薦・・景観重要樹木の推薦・・景観形成重点地区への推薦

9-3. 風景づくり計画の運用

(1)景観形成重点地区の指定

「景観形成重点地区」は、本市の風景づくりにおいて非常に重要であり、その風景の保全や形成、活用に向けて面的かつ総合的な取り組みが必要である地区です。今後地域住民と協議を行い、風景づくりの方向性を明確にしながら地区の指定を目指します。

(2) 法令に基づく地域地区などの活用

風景に対する市民意識の向上や活動状況の進展に伴い、景観地区や高度地区、景観協定、 建築協定などの様々な制度の活用を図ります。

(3) 風景づくり計画の充実

本市を取り巻く社会経済情勢や市民の価値観、生活スタイルなどは刻一刻と変化しています。 そこで、本計画は一度策定して終わりというものではなく、良好な風景づくりに向けた基本的な 考え方は継承しながら景観まちづくりの取り組みが停滞しないように、計画の見直し・拡充など 柔軟に対応していきます。

(4) 重点地区における風景づくりの助成制度

重点地区については、本市の風景づくりを先導するモデル地区としてよりきめ細やかな 景観形成基準を設定しています。

そこで、重点地区における建築物の新築や増改築にあたって補助要件を満たすものについては、その修景工事に対し補助金等を交付しより質の高い風景づくりを促進することとします。

(5) 風景づくりの推進体制

風景づくり計画区域における良好な風景づくりを行うため、様々な立場の関係者が参加し、計画の見直しや拡充などの協議調整を図る組織として景観審議会を位置づけ、さらに届出対象行為や公共施設などの景観誘導について、技術的指導・助言を行う専門家組織として景観アドバイザーを位置づけ、風景づくりの施策の推進を図ります(次ページに役割を示します)。

今後の風景づくりの推進や一層の充実化を図るためにもこれらの体制を十分に活用し、 それぞれの役割に応じ効果的な連携を図りながら運営を行っていきます。

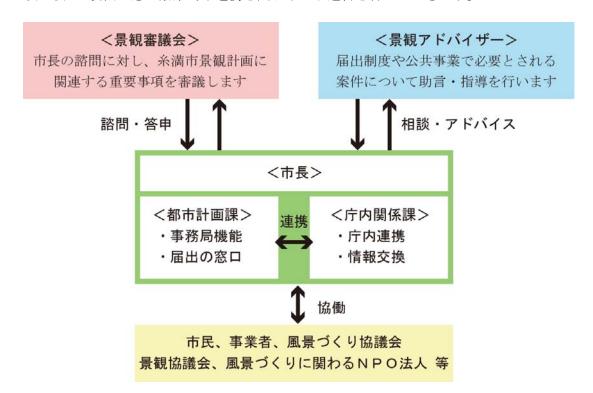
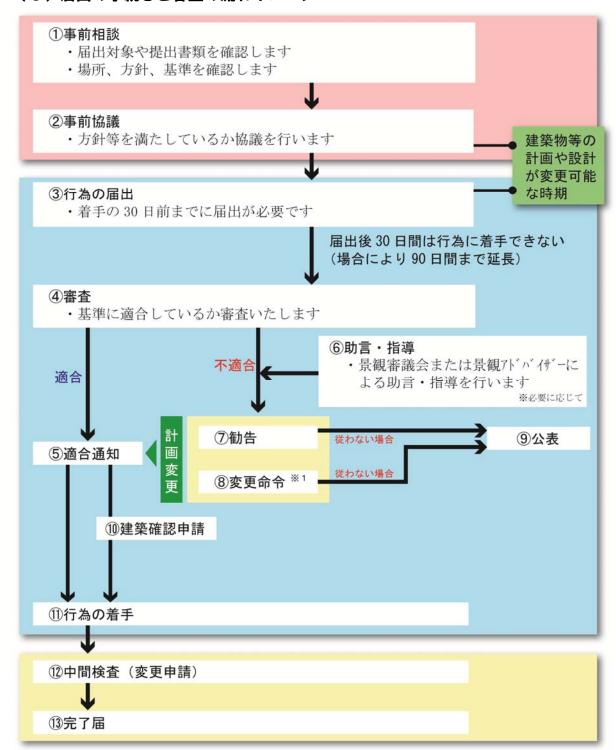


表:景観審議会及び景観アドバイザーの位置づけ

	景観審議会	景観アドバイザー
目的	・市長の諮問に対し、糸満市風景づくり計画に	・専門的知識が必要とされる案件
E PJ	関連する重要事項を審議する	について助言・指導を行う
	○風景づくり計画の変更や見直し、風景づくり条	○届出対象建築物や公共事業の
	例の改正に関わる審議	個別事案に関する専門的助言
	○届出制度における、景観法に基づく勧告、	○市民と協働して行う風景づくりの
主な役割	命令などに対する意見	取り組みに対する助言、支援
エなほ割	○景観重要建造物・樹木の指定に対する意見	○市民意識醸成に関する取り組
	○風景づくりの施策の進行状況の確認	みに対する助言・支援
	○大きく風景へ影響を及ぼすおそれのある計	
	画への助言	
	○有識者(土木、都市計画、建築、造園·景	○専門家(土木、都市計画、建築、
	観、観光などの専門分野)	造園·景観、歴史、色彩、照明、
構成員	○市内有識者 ○関係者(建築士会、広告	広告デザイン、観光など)
	美術協同組合連合会、宅建業協会、商工会)	
	○市民代表 ○市議会 ○行政	
人数	15名以下	8名以下
開催	・年に1~2回程度(一定の定期開催)	・個別案件に応じて各アドバイザ
洲性		ーと協議・検討を行う
位置づけ	市条例により位置づける	市条例により位置づける

(6) 届出の手続きと審査の流れイメージ



※1 変更命令は、届出対象行為のうち、特定届出対象行為(建築物・工作物の形態・意匠に 関する行為)に適用されます。

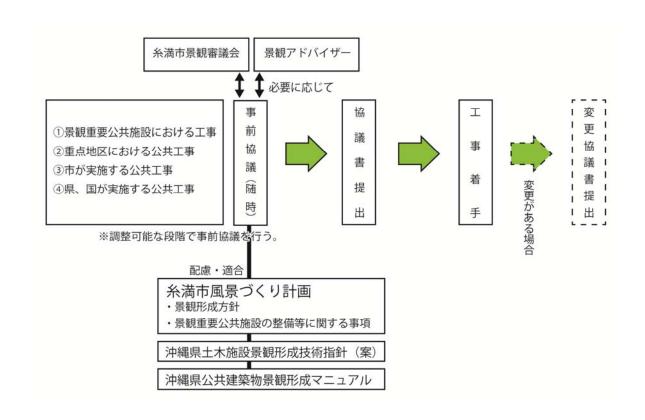
(7)公共工事におけるチェックシステム

本市における公共施設(道路、河川など)の整備に際しては、整備を行おうとする場所の景観形成方針及び県の公共施設整備ガイドラインに従い、良好な風景づくりの誘導を図っていきます。

事業主体が市、県、国のいずれであっても調整可能な段階で事前協議を開始し、協議書を提出するものとします。

さらに、本市の風景づくりを進めていく上で重要な位置づけとなる重点地区に含まれる公 共施設については、より確実な事前協議が行われるように管理者に要請を行っていきます。

これらの公共工事を実施する際には施設の良好な風景づくりを図るため、風景づくり計画に示される「景観形成に関する方針」並びに「景観重要公共施設の整備に関する事項」、 さらに沖縄県が定める「沖縄県土木施設景観形成技術指針(案)」、「沖縄県公共建築物景観形成マニュアル」に基づいて計画・設計するものとします。



9-4. 計画策定後の取り組みイメージ

(1) 市民による風景づくりの展開イメージ









<第一段階>

●まずは第一歩!

「糸満市の風景」に対する意識を持つ

- ・身近なところから風景づくりの実践、協力ができ、 景観に気付きが生まれます。
 - ○家庭における糸満市の風景についての対話
- ○家のまわりの草木や石垣や玄関先の手入れ
- ○地域や行政の取り組みへの参加

<第二段階>

●みんなでやってみよう!

「ゆいまーる」の心でみんなで考える

- ・自治会や近所の仲間に呼びかけ、寄り合いや相談の 機会を持ち、活動の広がりを生みます。
- ○地域の美化活動、カー、小広場の手入れ
- ○拝所などの清掃、祭事などへの積極参加
- ○まちなみウォッチングなどの企画

<第三段階>

●景観まちづくりの実践へ!

- 地域や団体の活動として認められより実践的に
- ・市の制度を活用し、地域指定やルールづくりなどを目 標に行政、専門家との協働により実践します。
- ○地域ごとの景観のルールづくり、地区指定
- ○ルールの運用、景観づくり活動の実践展開
- ○地域による景観イベント、他地域との交流

(2) 行政の施策展開イメージ

分類と目標

風景に気づく

<糸満市の風景の再認識>

□風景づくりへの意識付け

・啓発冊子、ホームページの活用、イベント等

口意識の共有を図る

・講座、地域ごとの学習会など

口意識の継承

・学校教育や生涯学習における「風景づくり教室」の実施

風景を守る

<糸満市の風景の保全>

□景観資源に関する情報の収集と発信

・市民との対話を通して市民感覚の把握、意識の共 有を図る

□景観重要建造物・樹木の指定検討

・保存、助成等の方針検討

口景観形成誘導地区等の指定検討

・勉強会、ワークショップの開催

□景観重要建造物・樹木の指定・運用

・助成制度の運用

□景観形成誘導地区等の指定検討

□景観重要公共施設の継続運用

口屋外広告物条例の制定

□地域地区への指定・運用

口各種協定の締結・運用

口整備に関する各種指針の内容追加等

□風景づくり計画・条例の追加・見直し

風景をつくる

<糸満らしい風景との調和>

口公共施設の整備に関する方針の周知

事業担当課職員の勉強会等

□景観計画・条例に関する周知徹底

事業担当課職員の勉強会等

□屋外広告物の現況調査

□風景づくりに関する勉強会

- ・先導的取り組みを行う地域の抽出
- ・建築士会、広告美術協同組合連合会など関係者
- ・伝統を守りつつ快適で美しい糸満らしいデザイン を考える

口景観重要公共施設の追加指定

- ・新たな物件の指定
- □整備に関する各種指針の整備
- □風景づくり計画・条例の内容追加の検討
- 努力目標・基準、地区の追加等

口屋外広告物条例の検討

□地域地区の指定への検討

· 景観地区、高度地区等

口各種協定の検討

- · 建築協定、緑化協定等
- □糸満スタイルのデザイン手法に関する検討
- ・地域性を生かした手法、作法書の作成

口農漁業の担い手に対する意識付け

担い手が参加できる勉強会等のプログラム

担い手づくり、ネットワークの構築

口農漁業の振興による風景の保全等の実現

・NPO 法人等との連携 ・市内への取り組み波及

口景観アドバイザー制度の活用による実現

風景をそだてる 糸満市の風景づくり活動の

育成>

□風景を生かした産業振興への意識付け

・啓発冊子、勉強会、イベント等

□風景の保全に係る市民活動の支援

□風景の保全に係る市民活動の促進

口自主的な市民活動の支援、協働体制へ

風景をいかす

<風景づくりによる地域振 興・活性化への展開>

□景観資源の活用に向けた検討

支援体制、組織の整備

関係各課との連携、情報共有

口各種計画への反映、連携

口計画に基づき、事業や施策の実施

99

参考資料

■都市計画に関する用語

·屋外広告物

常時又は一定期間継続して、公衆及び屋外において表示される、看板・広告塔等。

狭隘道路

法律上の定義はないが、幅員が4m未満の道路のこと。

協働

地域を市民にとってより良いまちにするという 共通目的を達成するため、自立と対等を基本に、 市民、事業者、行政がそれぞれの機能の違いを活 かし、相互に補完し役割を分担して責任を果たす 活動形態を指す。

景観アドバイザー

より良い景観を形成するため、個々の案件について景観の視点からアドバイスを行う、建築、土木、造園、都市計画など様々な立場の専門家。

• 景観行政団体

景観法に基づき景観行政を担う主体のことであり、政令指定都市と中核市はそれぞれの地域を管轄する地方自治体がその役割を担う。その他の地域は基本的に都道府県がその役割を担うが、都道府県知事との協議の上、その同意を得ることで景観行政団体になることができる。

・景観計画

景観行政団体が、景観行政を進めるための基本的な計画。良好な景観の形成を図るため、区域、基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める。

・景観審議会

市の景観行政に関する諮問機関として市条例で 位置づける。景観形成の推進や施策の検討、景観 計画の策定等について審議を行う。

• 景観地区

景観法において定められているもので、市町村が都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域において、市街地の良好な景観の形成を図るために、建築物の形態意匠の制限を必ず定める。それ以外にも建築物の高さの最高限度または最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度のうち必要なものを定めることができる。

景観法

良好な景観形成を図るため、基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等、所要の措置を講ずる平成 16 年に制定された我が国で初めての景観についての総合的な法律。

建築物

家屋やビルなどの屋根や柱・壁のある工作物。

工作物

地面に接着して設置されたもののこと。

• 市街化区域

すでに市街地を形成している区域および概ね 10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域のこと。

• 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域のこと。

• 敷地内緑化

敷地内において、樹木や草花等を植栽すること。

• 自然公園法特別保護地区

工作物の新築・改築や樹木の伐採などの行為に 対して、許可を必要とする自然公園法特別地域の 中で特に重要な地区のこと。

• 視点場

景観を眺めるための立ち位置。

スプロール化

まちが発展していく中で、無秩序・無計画に市 街地が広がっていくこと。

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定められる計画。

築造面積

工作物の水平投影面積。

· 土地区画整理事業

土地区画整理法に基づく事業のことを示す。土 地所有者等から土地の一部を提供してもらい、そ れを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、 整然とした市街地を整備することによって居住環 境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進 を図る。

県道平和の道線

糸満市南部海岸域に点在する戦跡、史跡、平和 創造の森公園等を道路で有機的に結び、同地域の 観光拠点の形成と本島南部の地域振興の支援を目 的とした事業により整備される道路。

・ベッドタウン

市街地に通勤する人の住宅地を中心に発達した郊外のまちのこと。

■地形に関する用語

・エコトーン

水域と陸域など異なる生態系の接点域、移行帯 のこと。

・海食崖

波浪の浸食作用によって形成される海岸の急崖のこと。

・クチャ (島尻層泥岩)

古代の海泥が地盤の隆起によって地表に現れた 泥岩のこと。透水性がほとんどない。

• 傾動地塊

断層運動により、一方方向に傾斜している地塊のこと。

・島尻地形

島尻マージとクチャから織りなされる地形のこと。(P21 図参照)

• 斜面緑地

本計画においては石灰岩堤の丘陵斜面に広がる 森などの緑地のこと。

・石灰岩堤

石灰岩台地の縁に形成された堤防状の地形のこと。(P21 参照)

・島尻マージ

沖縄本島通南部や宮古諸島などに広く分布している暗褐色を呈する弱アルカリ性の石灰岩土壌のこと。

・ランドマーク

地域を象徴し、目印となるような地形や建物、モニュメントなどのこと。

・リーフ

礁のことで、海面に見え隠れする岩のこと。

• 琉球石灰岩

更新世にサンゴ礁のはたらきで形成された、南 西諸島に広く分布する石灰岩の地層。

■沖縄の方言や沖縄に関する用語

・アギヤー

沖縄の方言で「追い込み網漁」のこと。

・アンマー

沖縄の方言で「お母さん」、「母親」のこと。

・ウガンジュ (拝所)

沖縄地方で、神をまつって拝む場所。

• ウタキ (御嶽)

森(ムイ)やグスクなど沖縄の人々のあいだで 信仰されている聖地の総称で、琉球の信仰におけ る祭祀などを行う場所。

・ウミンチュ

沖縄の方言で「漁師」、「海人」のこと。

・ウヮーフール

人の排泄物をそのまま豚の飼料にするためにつくられた便所のこと。戦後は衛生上の問題から廃止された。

・エイサー

本土の盆踊りにあたる沖縄の伝統芸能のひとつで、旧暦の盆に地域の若者たちが地域内を踊り歩く。

・大綱引き

雄綱と雌綱の2本を連結させて行われる綱引きで、綱を引くことで豊年を引き寄せるという意味が込められている。沖縄では旧暦の6~8月にかけ

て行われる。

カー (ガー)

沖縄の方言で「井戸」や「湧泉」のこと。

・カヌチ棒

大綱引きで引っ張る雌綱と雄綱を結ぶための太い棒のこと。

ガマ (洞窟)

沖縄にある自然洞窟のこと。戦時中は避難場所 や野戦病院として利用されていた。

ガンヤー(龕屋)

棺を墓まで運ぶ朱塗りの輿のことをガン(龕) といい、ガンを保管した建造物をガンヤー(龕屋) という。

・グスク

沖縄、奄美諸島に数多くある古琉球 (グスク) 時代以降の遺跡。

サバニ

沖縄の漁師が古くから使っていた漁船。

・三山時代

県南部に南山、中部に中山、北部に北山の3つ の王統が並立し、1322年頃から約100年続いた古 代琉球の時代区分のひとつ。

・ジョーグヮー

白銀堂と糸満ロータリーの間の国道 331 号と糸満 漁港に挟まれた地域の中を通る 9 本の路地のこと。 路地ごとに血縁者が集まり「門 (ジョー)」と呼ば れる共同体がつくられていた。

ジョン万次郎

日米和親条約の締結に尽力した人物で、米国から帰国する際に船が遭難して本市の大度海岸に上 陸した。

・スージグヮー

沖縄の方言で「路地、脇道」のこと。

・ハーリー

初夏の沖縄の各地の漁港で行われる海の祭りで、サ バニと呼ばれる伝統漁船を使ったレースが行われる。 本来は豊漁や航海安全を祈念して行われる祭り。

・ハーレー

海の祭り「ハーリー」について、字糸満の中地 区漁港において行われるものは「ハーレー」と呼 ばれる。ウミンチュのまちらしく、伝統を重んじ 毎年旧暦の5月4日(ユッカヌヒー)に行われる。

・ヒンプン

沖縄の典型的な住宅様式のひとつで、敷地内の 門の正面に設置された塀のこと。通りからの目隠 しと、魔除けの役割を担っている。

・マチグヮー

沖縄の方言で「市」や「市場」のこと。

・ユッカヌヒー

旧暦5月4日のことで、この日各地でハーレー、 ハーリーが行われる。

■その他

• NP0

Non-Profit Organization の略称。様々な社会 貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配 することを目的としない団体の総称で様々な分野 (福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協 力等)で、社会の多様化したニーズに応える重要 な役割を果たすことが期待される。

・コミュニティ

町内会や自治会など同じ地域で生活し、利害関係を共有する住民の集まりのこと。

・スカイライン

空を背景として、建築物や山の稜線などが描く 輪郭・境界線のこと。

・リーディングプロジェクト

理念や方針の実現に向けて、計画全体を先導、誘導する事業のこと。

・ワークショップ

ある特定のテーマについて集まった参加者が議 論したり、共同で作業したりして、結論や成果を 見出していくこと。

糸満市風景づくり計画

発 行 日:平成26年3月

改 定 日:平成29年3月

発行•編集:糸満市都市計画課

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

TEL : 098-840-8141 FAX : 098-992-5408





糸満市